

「研究者・教員等の雇用状況に関する調査」 調査報告書

2025年12月26日

文部科学省



調査の目的

有期契約労働者に対し、同一の使用者との間で有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期契約への転換申込権を与える、いわゆる「無期転換ルール」に関し、大学等及び研究開発法人の研究者・教員等については、無期転換申込権発生までの期間を通算10年とする特例(以下「特例」という。)が平成26年4月1日より施行されている。

本委託調査は、特例に係る現況を把握・分析し、研究者・教員等の雇用環境の改善に向けた今後の取組の参考とするため、実施するものである。

調査対象及び調査方式

機関(大学等※)及び個人(大学等に所属する研究者・教員等)を対象としたアンケート調査

※本調査の対象とする機関とは、大学、大学共同利用機関、研究開発法人を指すものとする。研究開発法人とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成二十年法律第六十三号)第二条第九項に定める法人を指す。

調査方法

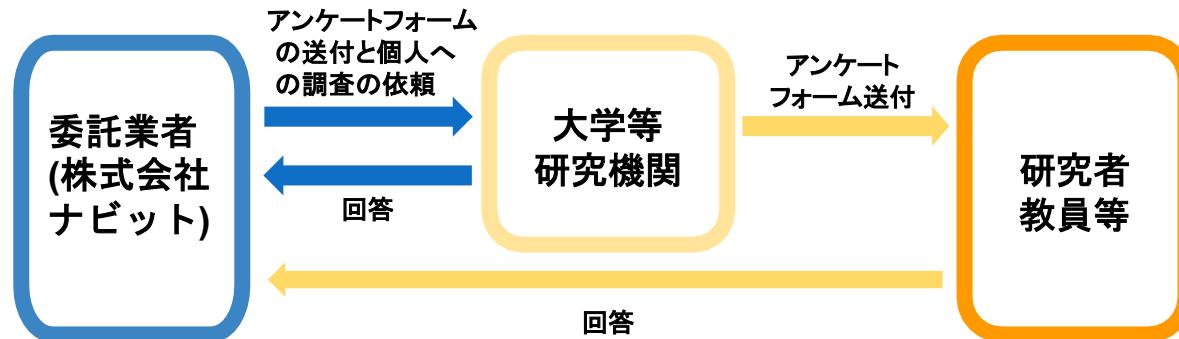
①機関への調査

調査対象の機関に対し、メール等でアンケートフォームを送付し、オンラインのシステム上で回答を収集
(有効回答数: 758機関/861機関【回答率88.0%】)

②個人への調査

調査対象の機関に対し、所属する研究者・教員等へ悉皆調査の形でアンケートフォームを送付するよう依頼し、各研究者・教員等がオンラインのシステム上で回答したものを収集
(有効回答: 6,584人/100,893人【回答率6.5%】)

※個人への調査では、個人19,380人から回答を得た。しかし、本報告書における集計対象は、「あなたは特例対象者ですか」という設問において『対象者』と回答した6,584人を有効回答として採用している。



調査事項

①機関への調査

特例対象者の雇用状況、特例に関する特例対象者への伝達状況、特例対象者に対するキャリアサポートの取組等

②個人への調査

無期転換ルールの特例に関して知っていること、キャリアサポートの取組への参加希望等

調査対象ごとの依頼数及び回答数

カテゴリ	対象	依頼数	回答数 (割合)
機関	国立大学	85	85 (100.0%)
	公立大学	102	88 (86.3%)
	私立大学	634	545 (86.0%)
	大学共同利用機関法人	4	4 (100.0%)
	研究開発法人	36	36 (100.0%)
	全体	861	758 (88.0%)
研究者・教員等	有期契約等の研究者	100,893	6,584 (6.5%)

単位:機関は機関、研究者・教員等は人

本調査の回収率は約9割となり、対象機関の区別別に見ても回答は幅広く得られており、分析に必要なサンプル数は十分に確保されていることから、調査結果の妥当性が担保され、全体傾向の把握が可能であると考える。

※割合については、小数第4位を四捨五入しているため、図表内のデータラベルの合計値と実際の合計値(本文数値)が一致しないことがある。
(報告書全体の図表においても同様。)

教員等	大学の教授、准教授、講師、助教及び助手並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者(学長又は副学長は除く)
研究者	独立して研究活動を行う能力を有し、研究に従事する者(教員等を除く)(名称が必ずしも「研究者」でなくとも、当該者の主たる業務が上記業務に該当すると考えられる場合、こちらに分類する)
技術者	機関において施設や設備の設計、試験、分析等の業務を行う者(研究開発の補助を行う人材を含む)(名称が必ずしも「技術者」でなくとも、当該者の主たる業務が上記業務に該当すると考えられる場合、こちらに分類する)
URA等	University Research Administrator(以下「URA」とする)等。研究者とともに(自ら研究を行う職とは別の位置づけとして)研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う(単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではない)ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する者(名称が必ずしも「URA」でなくとも、当該者の主たる業務が上記業務に該当すると考えられる場合、こちらに分類する)
その他	当該者の主たる業務が上記の「研究者」「技術者」及び「URA等」のいずれにも含まれない場合、こちらに分類する。また、上記のいずれに分類すべきか不明な場合も、「その他」に分類する
特例対象者	<p>以下(1)(2)(3)のいずれかを満たし、無期転換申込権発生までの期間を10年とする特例が適用される者(調査時点での通算契約期間が5年未満の者も含む)</p> <ol style="list-style-type: none"> 研究者等であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約を締結した者 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る)に従事する者であって、研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結した者 大学の教員等の任期に関する法律(任期法)に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等

研究者・教員等の雇用状況に関する調査(令和7年度)結果の概要

※詳細は「機関への調査:設問3-1を参照

(参考)大学・公的機関等の研究関係従業者数:約50万人(総務省科学技術研究調査より)

特例対象者(※):95,330人

※大学等及び研究開発法人の研究者、教員等のうち、有期労働契約により無期転換申込権発生までの期間(原則5年)を10年とする労働契約法の特例対象者(令和6年4月1日時点)

令和6年度中に通算雇用契約期間が
10年を超えた特例対象者:6,903人

労働契約を終了した者の中、機関が一定の年齢に達した日以後は
契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達した場合
以外の者:710人

(令和6年度中に10年を迎えた特例対象者の10.3%)

うち、

- ・次の雇用先が確定している者:200人
- ・機関として把握していない者:455人
- ・その他(求職中・就労せず):55人

機関が一定の年齢に達した日以後は契約の
更新をしない旨の定めをしており、当該年齢
に達したために退職した者:240人

無期労働契約を締結した又は無期転換申込権を得た者:5,953人(特例対象者の86.2%)

うち、無期転換申込権を行使した者:472人(無期転換申込権を得た者の8.8%)

令和7年度「研究者・教員等の雇用状況に関する調査」調査結果

目次

<u>【機関への調査】</u>	P.9
<u>1. 回答機関の基礎情報(機関種・規模・労働者数・特例対象者数)について</u>	P.11
<u>2. 令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和6年4月1日時点までに契約更新をして 通算雇用期間が10年を超したもの、令和6年5月1日時点で無期転換申込権を行使して いなかった特例対象者の令和6年度中の状況について</u>	P.14
<u>3. 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者の令和6年度中の状況について</u>	P.17
<u>4. 令和7年4月以降に新たに採用した特例対象者について</u>	P.24
<u>5. 特例対象者が1名以上だった機関における有期労働契約に関する概況について</u>	P.28
<u>6. 特例対象者への無期転換ルールの特例に関する説明状況について</u>	P.38
<u>7. 雇用管理のための各機関の対応</u>	P.44

令和7年度「研究者・教員等の雇用状況に関する調査」調査結果

目次

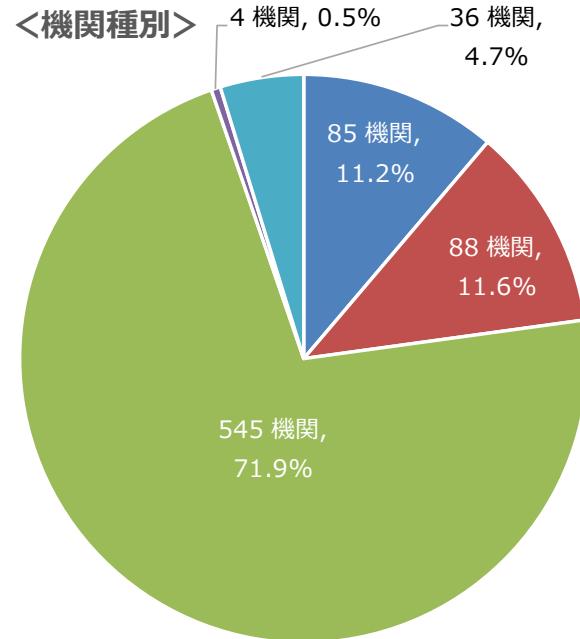
<u>【個人への調査】</u>	P.45
<u>1. 回答者の基礎情報(所属機関種、性別、年代、職種、分野、通算雇用年数)について</u>	P.46
<u>2. 回答者の無期転換申込権の行使状況について</u>	P.49
<u>3. 回答者の無期転換ルールの特例に関する認識について</u>	P.50
<u>4. 回答者の無期転換ルールの特例に関する意向について</u>	P.53

調査結果：機関への調査

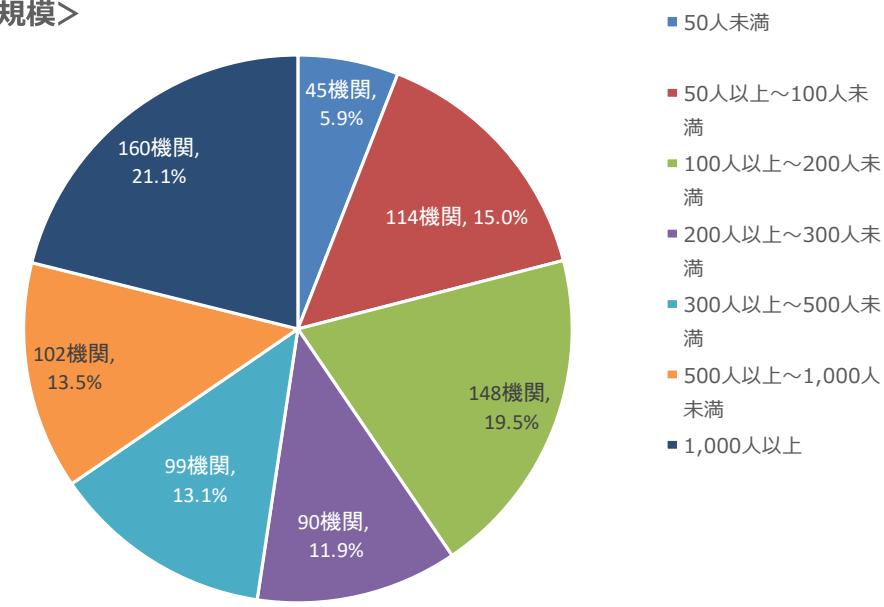
I. 研究者・教員等の10年特例に関する調査について

1. 基礎情報

- 全体で758機関からの回答が得られ、機関種別では「私立大学」が全体の71.9%を占め、最も多かった。
- 機関規模別では「1,000人以上」が全体の21.1%を占め、最も多かった。



＜機関規模＞



合計: 758機関

機関種別	機関数	割合
国立大学	85	11.2%
公立大学	88	11.6%
私立大学	545	71.9%
大学共同利用機関法人	4	0.5%
研究開発法人	36	4.7%
全体	758	100.0%

合計: 758機関

機関規模	機関数	割合
50人未満	45	5.9%
50人以上～100人未満	114	15.0%
100人以上～200人未満	148	19.5%
200人以上～300人未満	90	11.9%
300人以上～500人未満	99	13.1%
500人以上～1,000人未満	102	13.5%
1,000人以上	160	21.1%
全体	758	100.0%

1. 基礎情報-回答機関全体の労働者数の内訳(令和7年5月1日時点)

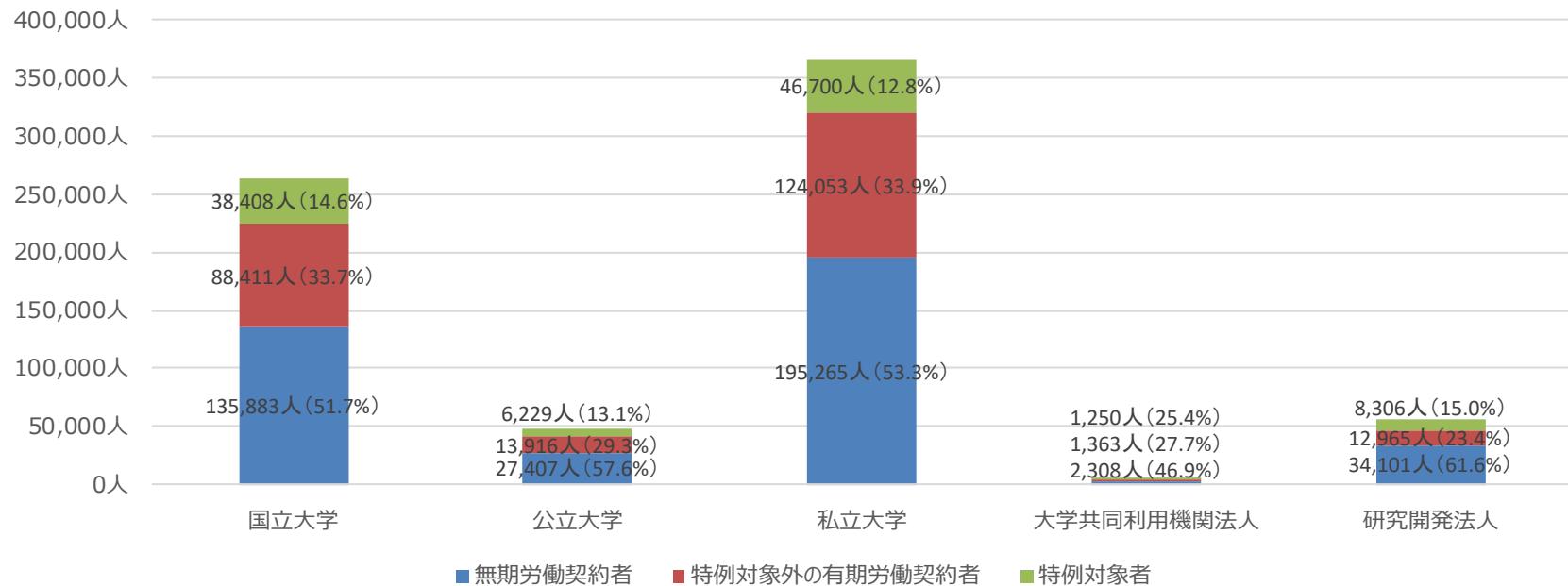
●機関種別の労働者数は、「私立大学」が366,018人(49.7%)、「国立大学」が262,702人(35.7%)、「研究開発法人」が55,372人(7.5%)であった。

また、無期労働契約者は全体で394,964人(53.6%)、有期労働契約者(341,601人)のうち特例対象者は100,893人(13.7%)であった。

設問1-3. 機関全体の現在の労働者の数について、「職種別」「雇用期間の定めの有無別」の人数をお答えください。また、有期労働契約者のうち、特例対象者的人数についてもあわせてお答えください。

機関種別	無期労働契約者	有期労働契約者			合計	割合
		特例対象外の有期労働契約者	特例対象者	小計		
国立大学	135,883	88,411	38,408	126,819	262,702	35.7%
公立大学	27,407	13,916	6,229	20,145	47,552	6.5%
私立大学	195,265	124,053	46,700	170,753	366,018	49.7%
大学共同利用機関法人	2,308	1,363	1,250	2,613	4,921	0.7%
研究開発法人	34,101	12,965	8,306	21,271	55,372	7.5%
全体	394,964	240,708	100,893	341,601	736,565	100.0%
割合	53.6%	32.7%	13.7%	46.4%	100.0%	-

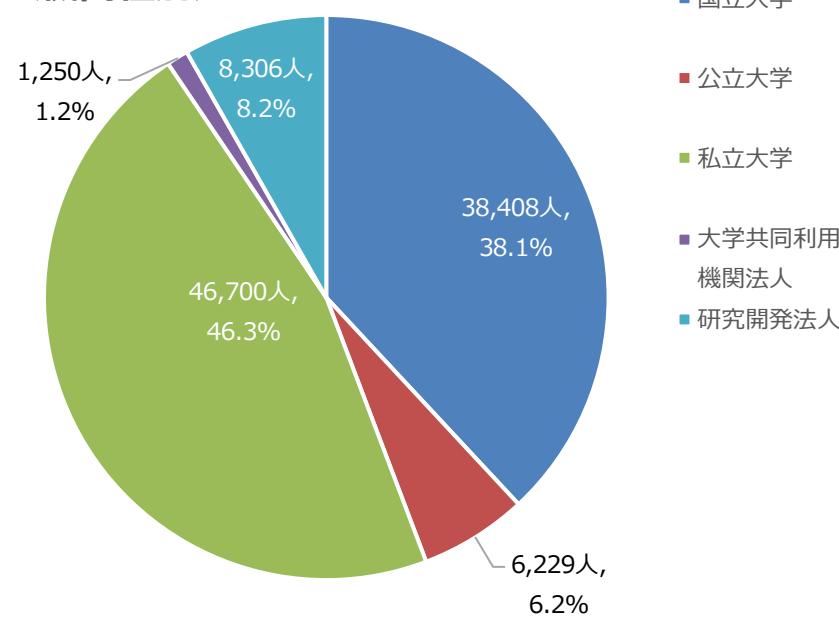
＜機関全体の労働者数の内訳＞



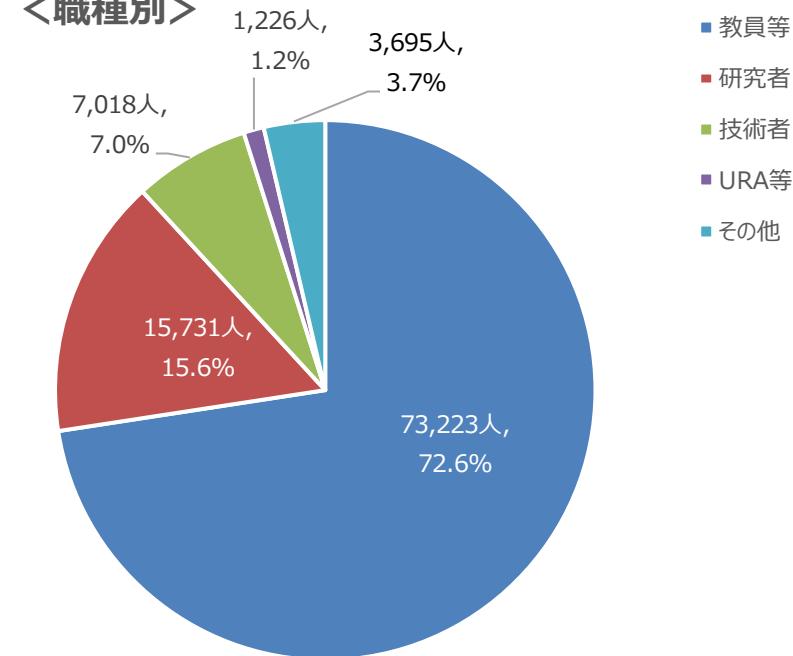
1. 基礎情報-特例対象者の人数(令和7年5月1日時点)

- 回答機関全体で特例対象者は100,893人であり、機関種別では、「私立大学」が46,700人(46.3%)、「国立大学」が38,408人(38.1%)、「研究開発法人」が8,306人(8.2%)であった。
- 職種別では「教員等」が73,223人(72.6%)であった。

<機関種別>



<職種別>



合計: 100,893人

合計: 100,893人

機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
国立大学	23,999	9,410	3,071	566	1,362	38,408	38.1%
公立大学	4,312	561	486	33	837	6,229	6.2%
私立大学	44,323	977	400	75	925	46,700	46.3%
大学共同利用機関法人	589	389	226	18	28	1,250	1.2%
研究開発法人	0	4,394	2,835	534	543	8,306	8.2%
全体	73,223	15,731	7,018	1,226	3,695	100,893	100.0%
割合	72.6%	15.6%	7.0%	1.2%	3.7%	100.0%	-

2. 令和6年度調査時点で無期転換申込権を行使していなかった者に関する状況①

●令和6年度調査において、令和5年4月1日時点での有期労働契約を結んでおり、令和6年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者のうち、令和6年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者の人数は7,698人であった。

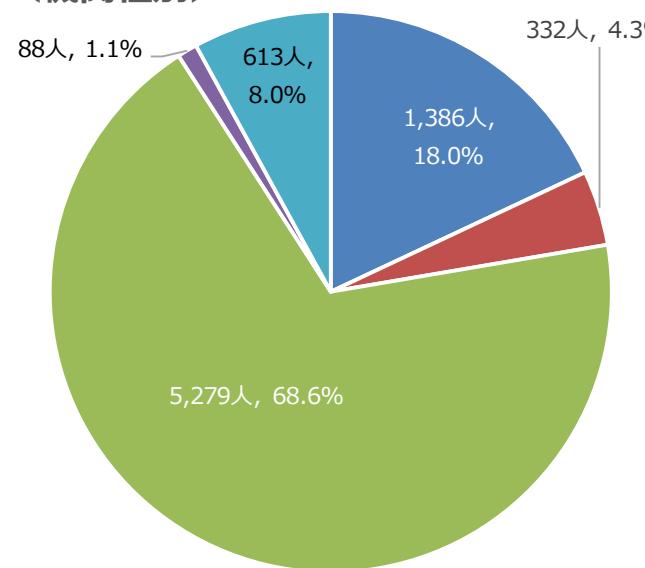
設問2-1.令和6年度調査において、令和5年4月1日時点での有期労働契約を結んでおり、令和6年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間（※）が10年を超したもの、令和6年5月1日で無期転換申込権を行使していなかった者の令和6年度中の雇用継続状況別の人数をお答えください。

※2013年4月1日以降に開始した契約の通算期間に基づいてお答えください。

※契約のない期間（6ヶ月以上）が間にある場合はそれ以前の契約期間は通算年数から除いてください。

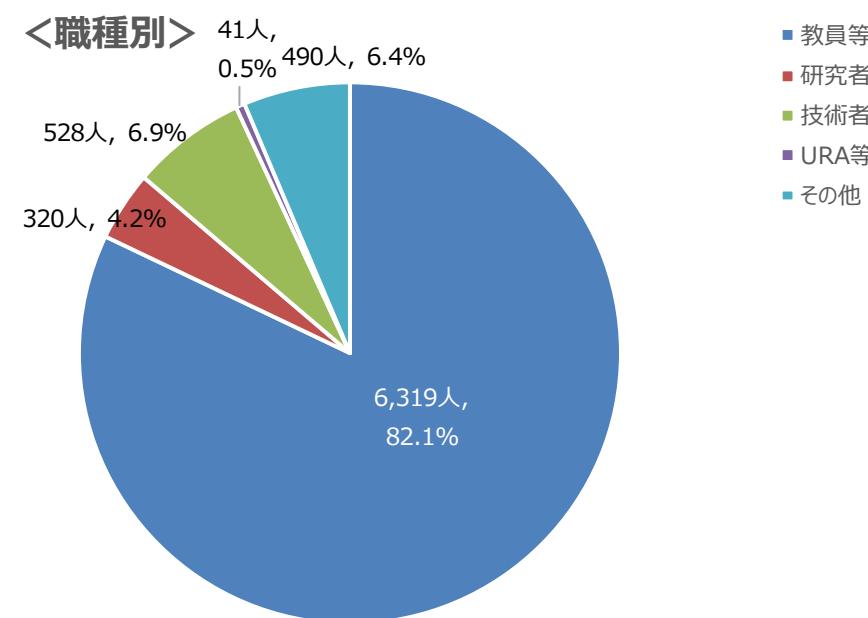
※学生である間に雇用されていた期間で特例に関する通算契約期間に算入されない期間は通算年数から除いてください。

＜機関種別＞



＜職種別＞

＜職種別＞



合計: 7,698人

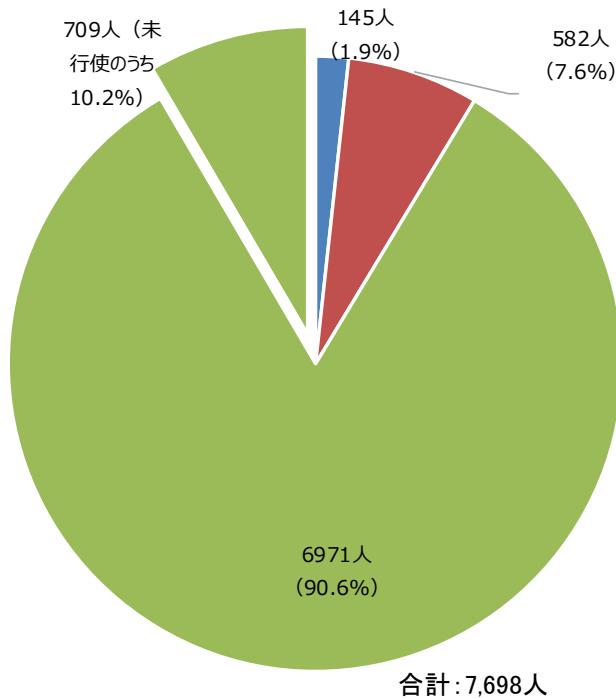
合計: 7,698人

機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
国立大学	991	156	73	8	158	1,386	18.0%
公立大学	260	35	22	2	13	332	4.3%
私立大学	5,045	22	15	5	192	5,279	68.6%
大学共同利用機関法人	23	1	57	3	4	88	1.1%
研究開発法人	0	106	361	23	123	613	8.0%
全体	6,319	320	528	41	490	7,698	100.0%
割合	82.1%	4.2%	6.9%	0.5%	6.4%	100.0%	-

2. 令和6年度調査時点で無期転換申込権を行使していなかった者に関する状況②

- 令和6年度調査において、令和5年4月1日時点での有期労働契約を結んでおり、令和6年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和6年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者(7,698人)のうち、令和6年度中に無期転換申込権を行使していない者の人数は6,971人(90.6%)、無期転換申込権を行使した者の人数は582人(7.6%)だった。

設問2-1.令和6年度調査において、令和5年4月1日時点での有期労働契約を結んでおり、令和6年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和6年5月1日で無期転換申込権を行使していなかった者の令和6年度中の雇用継続状況別の人数をお答えください。



令和6年度中の状況		教員等		研究者		技術者		URA等		その他		合計		割合
無期労働契約を締結した者		93		6		1		0		45		145		1.9%
令和6年度中に無期転換申込権を行使した者		456		19		91		5		11		582		7.6%
令和6年度中に無期転換申込権を行使していない者	うち、既に退職している者	5,770	572	295	58	436	51	36	9	434	19	6,971	709	90.6% 10.2%
全体		6,319		320		528		41		490		7,698		100.0%
割合		82.1%		4.2%		6.9%		0.5%		6.4%		100.0%		-

令和6年度中の状況		国立大学		公立大学		私立大学		大学共同利用機関法人		研究開発法人		合計		割合
無期労働契約を締結した者		16		34		48		2		45		145		1.9%
令和6年度中に無期転換申込権を行使した者		41		20		417		4		100		582		7.6%
令和6年度中に無期転換申込権を行使していない者	うち、既に退職している者	1,329	161	278	29	4,814	457	82	7	468	55	6,971	709	90.6% 10.2%
全体		1,386		332		5,279		88		613		7,698		100.0%
割合		18.0%		4.3%		68.6%		1.1%		8.0%		100.0%		-

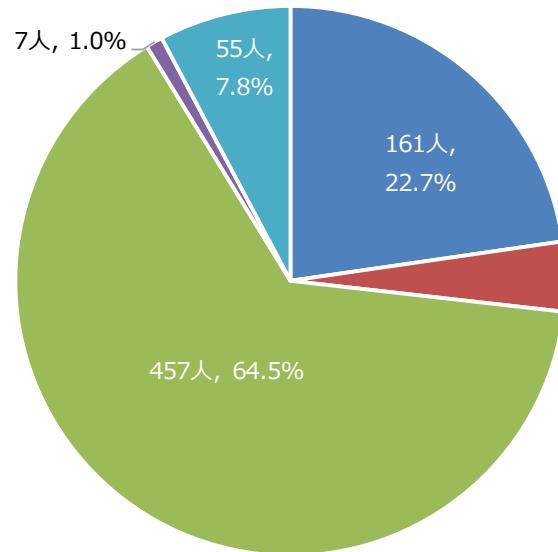
- 無期労働契約を締結した者※10年特例による無期転換申込権の発生・行使ではなく、既に無期労働契約を締結した者
- 令和6年度中に無期転換申込権を行使した者
- 令和6年度中に無期転換申込権を行使していない者
- うち、既に退職している者

2. 令和6年度調査時点で無期転換申込権を行使していなかった者に関する状況③

●令和6年度調査において、令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和6年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和6年5月1日時点で無期転換申込権を行使していなかった者(7,698人)で、令和6年度中も無期転換申込権を行使しなかった者(6,971人)のうち、令和6年度中に退職した者の人数は709人であった。

設問2-1.令和6年度調査において、令和5年4月1日時点で有期労働契約を結んでおり、令和6年4月1日時点までに契約更新をして通算雇用契約期間が10年を超したものの、令和6年5月1日で無期転換申込権を行使していなかった者の令和6年度中の雇用継続状況別の人数をお答えください。

＜機関種別＞



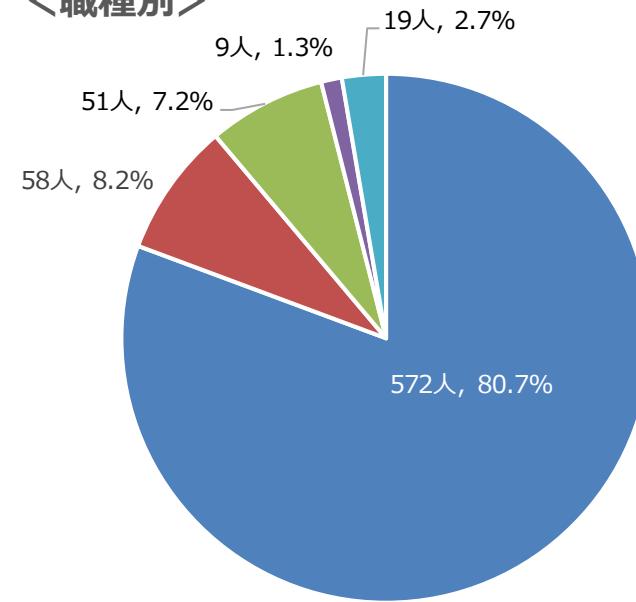
■ 国立大学

■ 公立大学

■ 私立大学

■ 大学共同利用
機関法人
■ 研究開発法人

＜職種別＞



■ 教員等

■ 研究者

■ 技術者

■ URA等

■ その他

合計: 709人

合計: 709人

機関種別	教員等	研究者	技術者	URAJ等	その他	合計	割合
国立大学	102	40	9	1	9	161	22.7%
公立大学	16	6	6	1	0	29	4.1%
私立大学	453	2	0	0	2	457	64.5%
大学共同利用機関法人	1	0	6	0	0	7	1.0%
研究開発法人	0	10	30	7	8	55	7.8%
全体	572	58	51	9	19	709	100.0%
割合	80.7%	8.2%	7.2%	1.3%	2.7%	100.0%	-

3. 特例対象者に関する令和6年度中の状況①

●回答機関全体で令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者は95,330人であった。機関種別では「私立大学」が最も多い、44,980人(47.2%)であった。職種別では「教員等」が最も多い、70,020人(73.5%)であった。

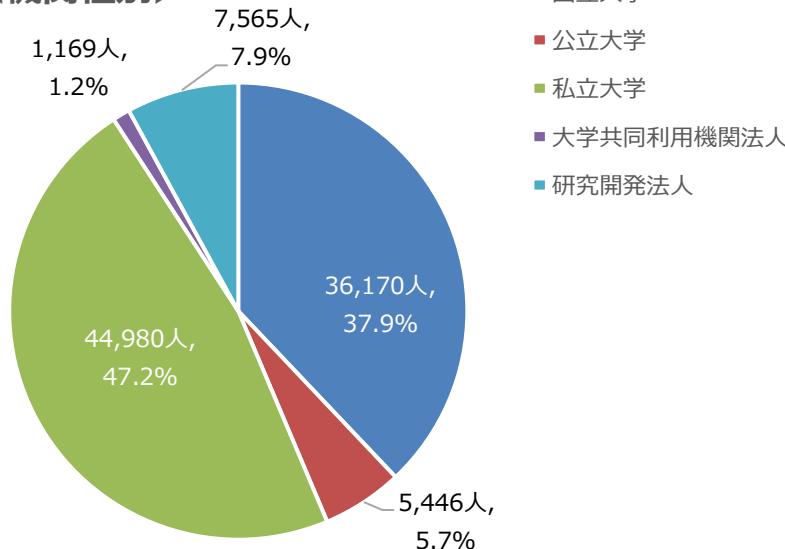
設問3-1. 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和7年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間(※)が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和7年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

※2013年4月1日以降に開始した契約の通算期間に基づいてお答えください。

※契約のない期間(6か月以上)が間にある場合はそれ以前の契約期間は通算年数から除いてください。

※学生である間に雇用されていた期間で特例に関する通算契約期間に算入されない期間は通算年数から除いてください。

＜機関種別＞



■ 国立大学

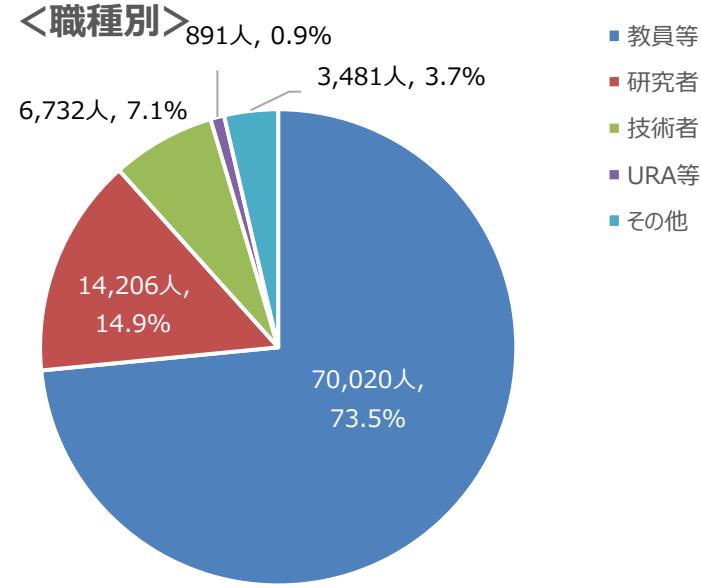
■ 公立大学

■ 私立大学

■ 大学共同利用機関法人

■ 研究開発法人

＜職種別＞



■ 教員等

■ 研究者

■ 技術者

■ URA等

■ その他

合計: 95,330人

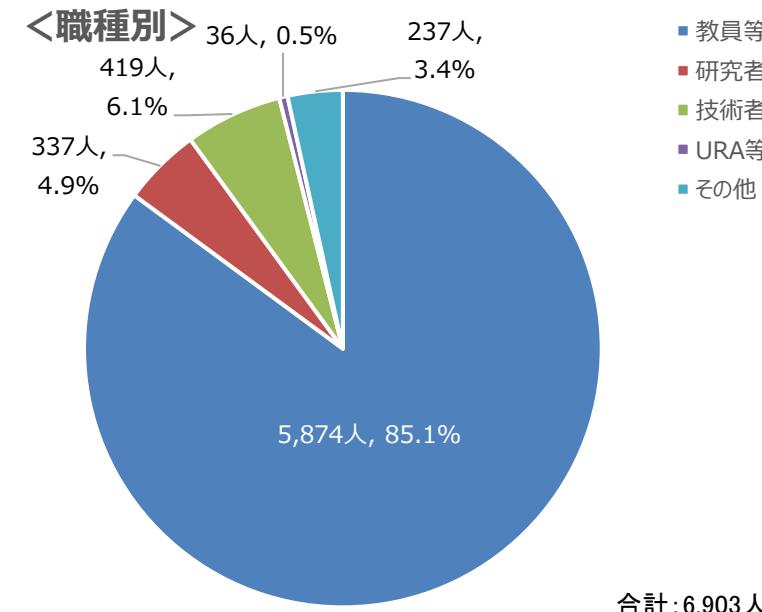
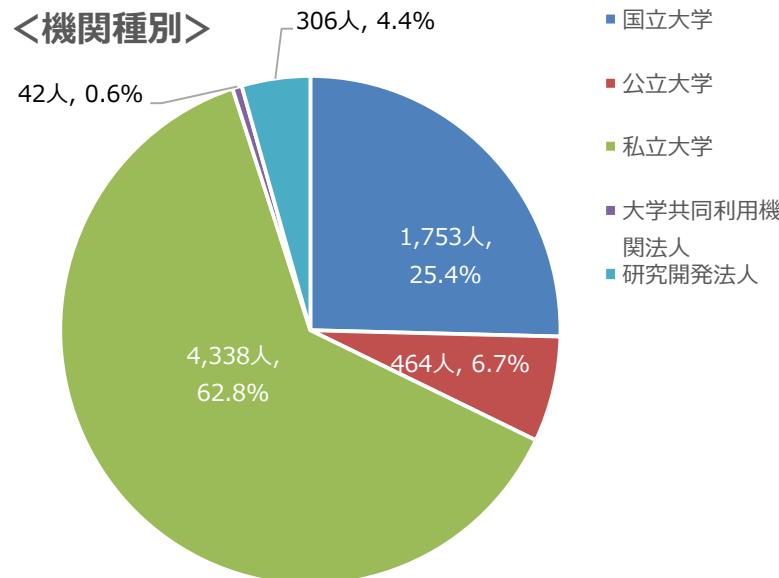
合計: 95,330人

機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
国立大学	22,707	8,719	2,980	486	1,278	36,170	37.9%
公立大学	4,248	480	378	22	318	5,446	5.7%
私立大学	42,475	943	394	90	1,078	44,980	47.2%
大学共同利用機関法人	590	317	215	20	27	1,169	1.2%
研究開発法人	0	3,747	2,765	273	780	7,565	7.9%
全体	70,020	14,206	6,732	891	3,481	95,330	100.0%
割合	73.5%	14.9%	7.1%	0.9%	3.7%	100.0%	-

3. 特例対象者に関する令和6年度中の状況②

- 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和7年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者（同期間中に労働契約を終了した者を含む）は6,903人だった。
- 機関種別では、「私立大学」が最も多く、4,338人（62.8%）であった。
- 職種別では、「教員等」が最も多く5,874人（85.1%）、次いで「技術者」が多く419人（6.1%）であった。

設問3-1. 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和7年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和7年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

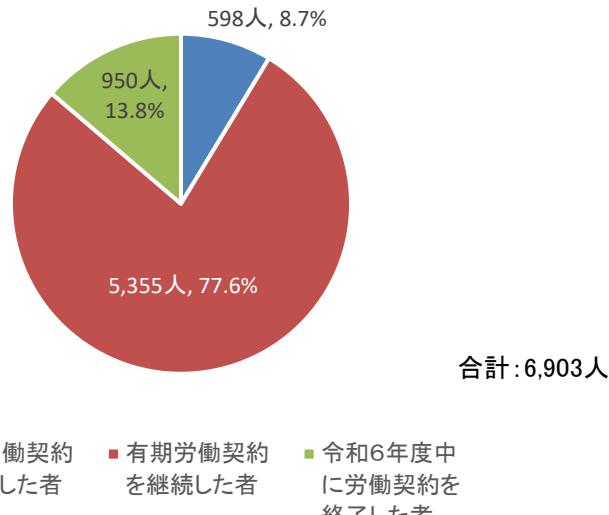


機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
国立大学	1,398	189	136	11	19	1,753	25.4%
公立大学	383	43	25	2	11	464	6.7%
私立大学	4,070	41	44	3	180	4,338	62.8%
大学共同利用機関法人	23	6	10	3	0	42	0.6%
研究開発法人	0	58	204	17	27	306	4.4%
全体	5,874	337	419	36	237	6,903	100.0%
割合	85.1%	4.9%	6.1%	0.5%	3.4%	100.0%	-

3. 特例対象者に関する令和6年度中の状況③

- 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和7年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者(6,903人)について、令和7年5月1日時点で、「10年特例による無期転換申込権の発生・行使ではなく、既に無期労働契約を締結した者」が598人(8.7%)、「有期労働契約を継続した者」が5,355人(77.6%)、「令和6年度中に労働契約を終了した者」が950人(13.8%)であった。

設問3-1. 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和7年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和7年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

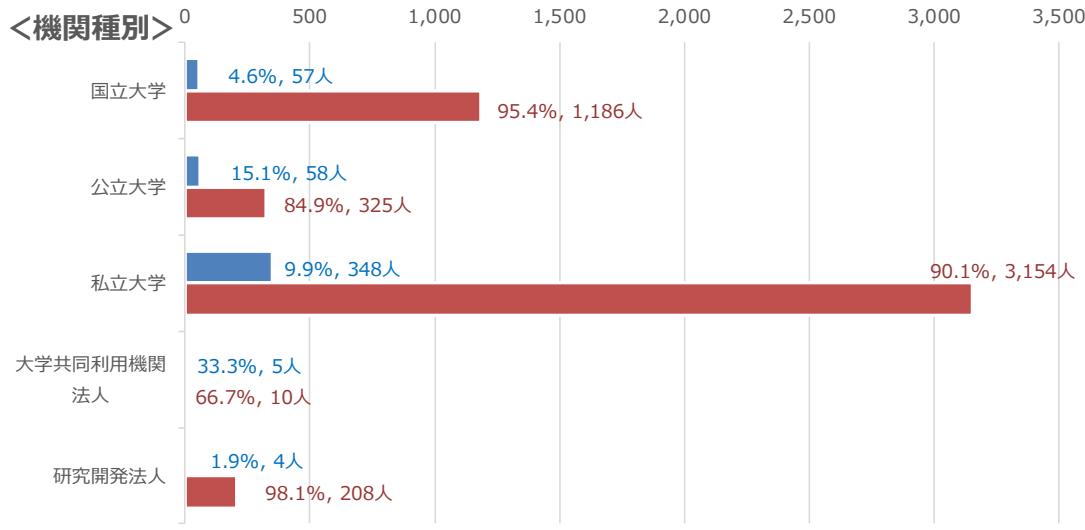


令和6年度中の状況	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
無期労働契約を締結した者	539	18	17	1	23	598	8.7%
有期労働契約を継続した者	4,593	219	332	26	185	5,355	77.6%
令和6年度中に労働契約を終了した者	742	100	70	9	29	950	13.8%
全体	5,874	337	419	36	237	6,903	100.0%
割合	85.1%	4.9%	6.1%	0.5%	3.4%	100.0%	-

3. 特例対象者に関する令和6年度中の状況④

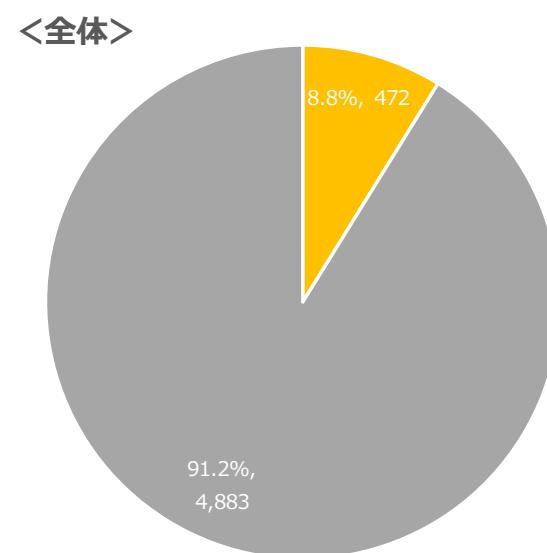
●令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和7年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者（無期転換申込権が発生していた者）で令和6年度中も有期労働契約を継続した者（5,355人）のうち、令和7年5月1日現在までに「無期転換申込権を行使した者」は472人（8.8%）だった。

設問3-1. 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和7年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の令和7年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。



■ 令和7年5月1日現在までに無期転換申込権を使用した者

■ 令和7年5月1日現在までに無期転換申込権を使用しなかった者



■ 令和7年5月1日現在までに無期転換申込権を使用した者
■ 令和7年5月1日現在までに無期転換申込権を使用しなかった者

機関種別	令和7年5月1日現在までに無期転換申込権を使用した者	令和7年5月1日現在までに無期転換申込権を使用しなかった者	合計	割合
国立大学	57	1,186	1,243	23.2%
公立大学	58	325	383	7.2%
私立大学	348	3,154	3,502	65.4%
大学共同利用機関法人	5	10	15	0.3%
研究開発法人	4	208	212	4.0%
全体	472	4,883	5,355	100.0%
割合	8.8%	91.2%	100.0%	-

令和7年5月1日現在までに
無期転換申込権を使用した者の数

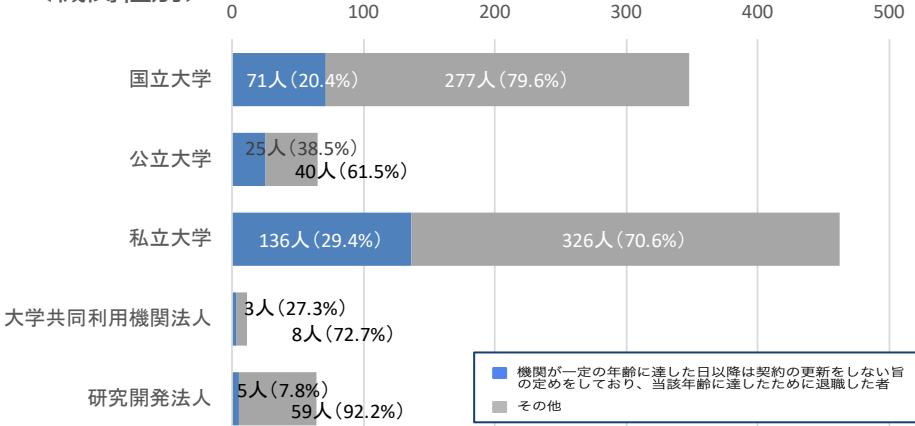
5,355人 中 472人 (8.8%)

3. 特例対象者に関する令和6年度中の状況⑤

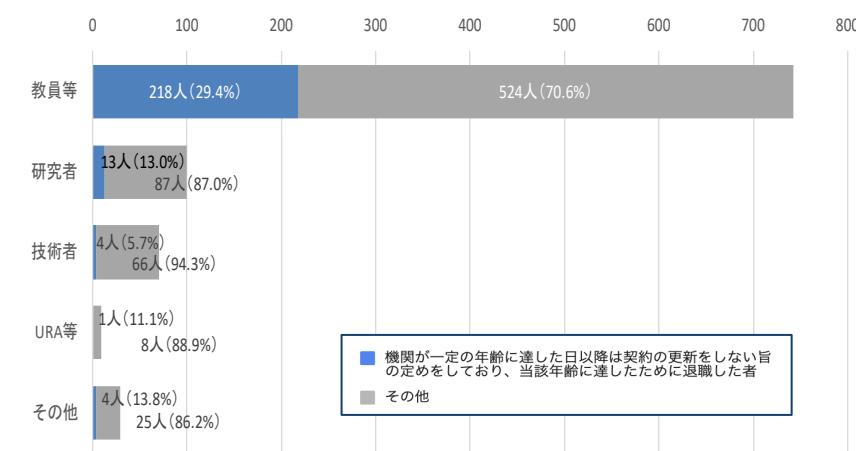
●令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和7年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者(6,903人)で令和6年度中に労働契約を終了した者(950人)について、機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したことを理由に労働契約を終了した者は240人(25.3%)であった。また、その他の理由で退職した者(次ページに内訳を記載)は710人となっている。

設問3-1. 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和7年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和7年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。

＜機関種別＞



＜職種別＞



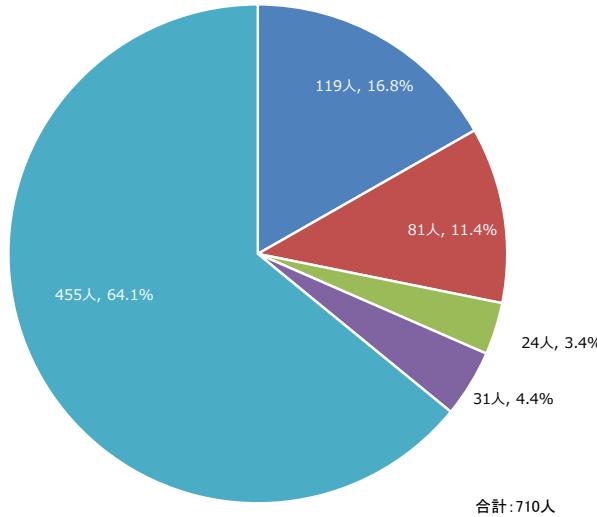
令和6年度中の状況	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計	割合
機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したために退職した者	71	25	136	3	5	240	25.3%
その他	277	40	326	8	59	710	74.7%
全体	348	65	462	11	64	950	100.0%
割合	36.6%	6.8%	48.6%	1.2%	6.7%	100.0%	-

令和6年度中の状況	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したために退職した者	218	13	4	1	4	240	25.3%
その他	524	87	66	8	25	710	74.7%
全体	742	100	70	9	29	950	100.0%
割合	78.1%	10.5%	7.4%	0.9%	3.1%	100.0%	-

3. 特例対象者に関する令和6年度中の状況⑥

- 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和7年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者で令和6年度中に労働契約を終了した者のうち、機関が一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしており、当該年齢に達したことを理由に退職した場合以外の者について、令和7年5月1日時点で、「次の雇用先が大学・公的研究機関で確定している者」は119人(16.8%)、「次の雇用先が大学・公的研究機関以外(企業等)で確定している者」は81人(11.4%)、「留学等、本人の希望により就労を選択していない者」は24人(3.4%)、「次の雇用先が未定で求職中の者」は31人(4.4%)、「就職・求職状況を機関として把握していない者」は455人(64.1%)であった。

設問3-1. 令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者について、総数、そのうち令和7年4月1日までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者の人数、それらの者の令和7年5月1日時点の雇用継続状況別の人数をお答えください。



■次の雇用先が大学・公的研究機関で確定している者

■次の雇用先が大学・公的研究機関以外(企業等)で確定している者

■留学等、本人の希望により就労を選択していない者

■次の雇用先が未定で求職中の者

■就職・求職状況を機関として把握していない者

令和6年度中の状況	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同	研究開発	合計	割合
次の雇用先が大学・公的研究機関で確定している者	74	14	19	5	7	119	16.8%
次の雇用先が大学・公的研究機関以外(企業等)で確定している者	63	2	14	0	2	81	11.4%
留学等、本人の希望により就労を選択していない者	12	0	6	0	6	24	3.4%
次の雇用先が未定で求職中の者	23	0	5	1	2	31	4.4%
就職・求職状況を機関として把握していない者	105	24	282	2	42	455	64.1%
全体	277	40	326	8	59	710	100.0%
割合	39.0%	5.6%	45.9%	1.1%	8.3%	100.0%	-

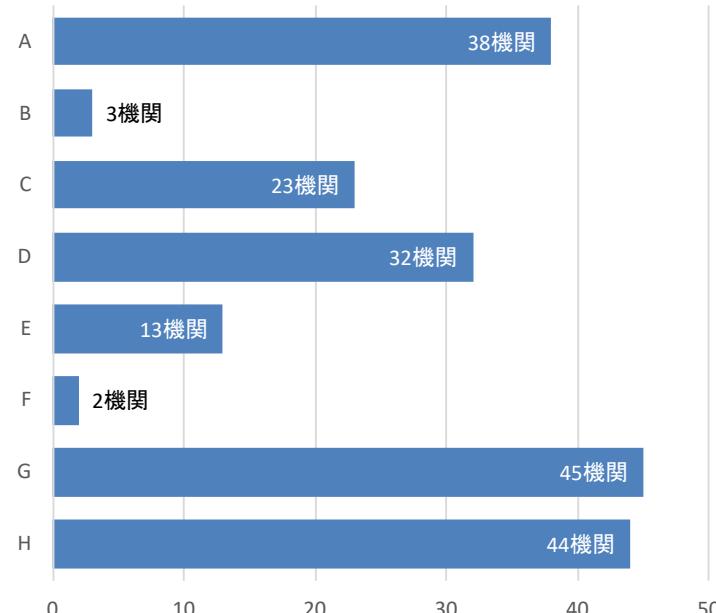
令和6年度中の状況	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
次の雇用先が大学・公的研究機関で確定している者	91	14	8	1	5	119	16.8%
次の雇用先が大学・公的研究機関以外(企業等)で確定している者	67	7	5	0	2	81	11.4%
留学等、本人の希望により就労を選択していない者	12	3	9	0	0	24	3.4%
次の雇用先が未定で求職中の者	22	4	5	0	0	31	4.4%
就職・求職状況を機関として把握していない者	332	59	39	7	18	455	64.1%
全体	524	87	66	8	25	710	100.0%
割合	73.8%	12.3%	9.3%	1.1%	3.5%	100.0%	-

3. 特例対象者に関する令和6年度中の状況⑦

●令和6年4月1日時点で有期労働契約を結んでいた特例対象者のうち、令和7年4月1日時点までに契約更新をしていれば通算雇用契約期間が10年を超すこととなった者で令和6年度中に労働契約を終了した者について、雇用契約を終了した理由として最も多かったのは「当該労働者の他機関への就職が決まったため」で45機関(35.7%)、次いで「その他」で44機関(34.9%)、「社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため」が38機関(30.2%)、「当該労働者が従事するプロジェクトや担当講座等が終了したから」が32機関(25.4%)の順であった。

設問3-2. (3-1で⑦が0人でなかった場合)⑦の者について、雇用契約を終了した理由を以下から選択してください。
(該当するもの全てをチェック)

複数回答可



雇用契約を終了した理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計	割合
A.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため	6	1	28	2	1	38	30.2%
B.勤務態度や能力等に問題があり、職場に合わなかったから（業績評価により契約更新不可と判断された場合等も含む）	0	0	3	0	0	3	2.4%
C.業務上、一定期間のみの雇用契約で足りたから	9	1	9	2	2	23	18.3%
D.当該労働者が従事するプロジェクトや担当講座等が終了したから	11	0	15	2	4	32	25.4%
E.組織の再編やプロジェクトの見直し等があったから	3	0	7	1	2	13	10.3%
F.新規採用者のポストを確保したいから	0	0	1	1	0	2	1.6%
G.当該労働者の他機関への就職が決まったため	20	7	14	2	2	45	35.7%
H.その他	13	2	26	0	3	44	34.9%

合計: 126機関

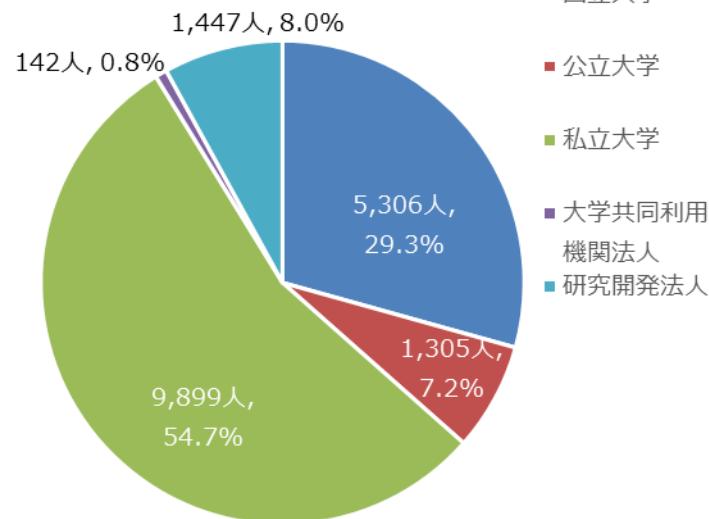
4. 令和7年4月以降に新たに採用した特例対象者について

●回答機関全体で令和6年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数は全体で18,099人であった。機関種別で最も多かったのは「私立大学」で9,899人(54.7%)、職種別で最も多かったのは「教員等」で13,295人(73.5%)であった。

設問3-3-1. 令和7年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数及びそのうち以前に勤務経験がある者の人数、前回の有期労働契約と今回の有期労働契約の間の期間をお答えください。

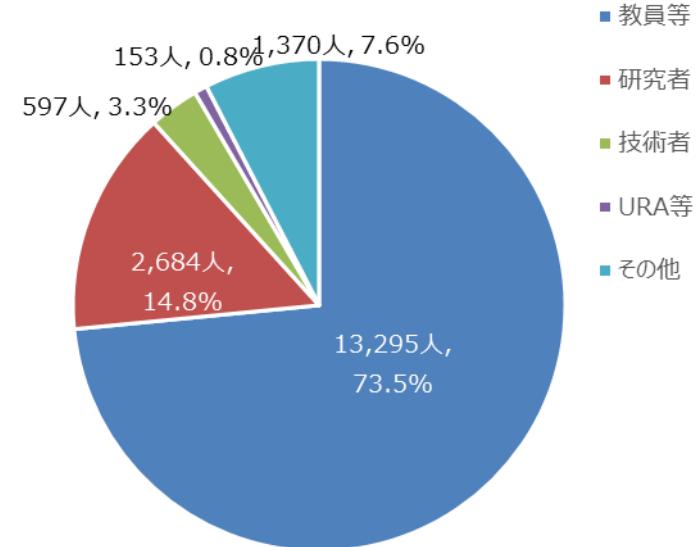
※以前に勤務経験がある者なども含め、令和7年3月1日時点では労働契約を結んでおらず、令和7年4月以降に労働契約を結んだ者の人数をお答えください。

<機関種別>



合計:18,099人

<職種別>



合計:18,099人

機関種別	教員等	研究者	技術者	URAJ等	その他	合計	割合
国立大学	2,871	1,715	263	91	366	5,306	29.3%
公立大学	920	82	7	5	291	1,305	7.2%
私立大学	9,429	238	55	13	164	9,899	54.7%
大学共同利用機関法人	75	56	9	0	2	142	0.8%
研究開発法人	0	593	263	44	547	1,447	8.0%
全体	13,295	2,684	597	153	1,370	18,099	100.0%
割合	73.5%	14.8%	3.3%	0.8%	7.6%	100.0%	-

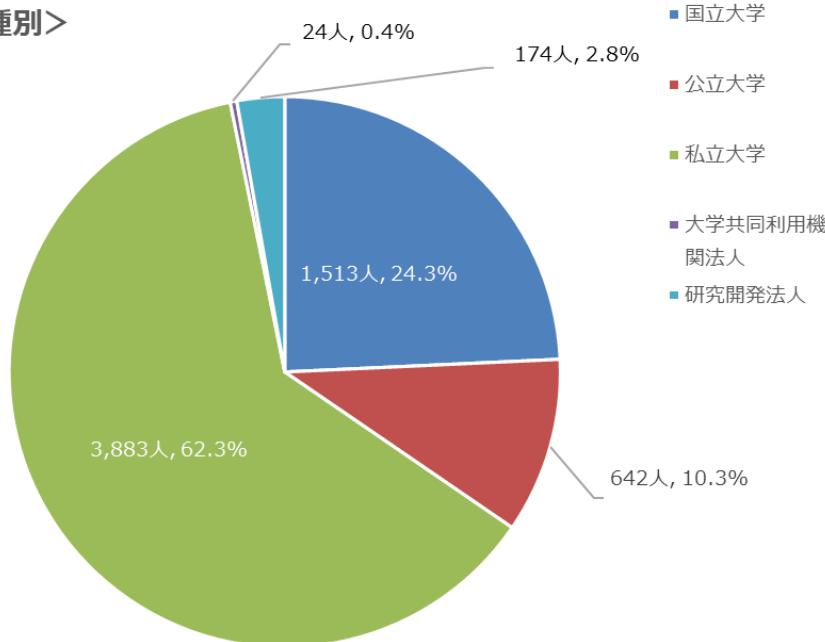
4. 令和7年4月以降に新たに採用した特例対象者について

●回答機関全体で令和7年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数のうち、以前に勤務経験がある者の人数は全体で6,236人であった。機関種別で最も多かったのは「私立大学」で3,883人(62.3%)、職種別で最も多かったのは「教員等」で5,316人(85.2%)であった。

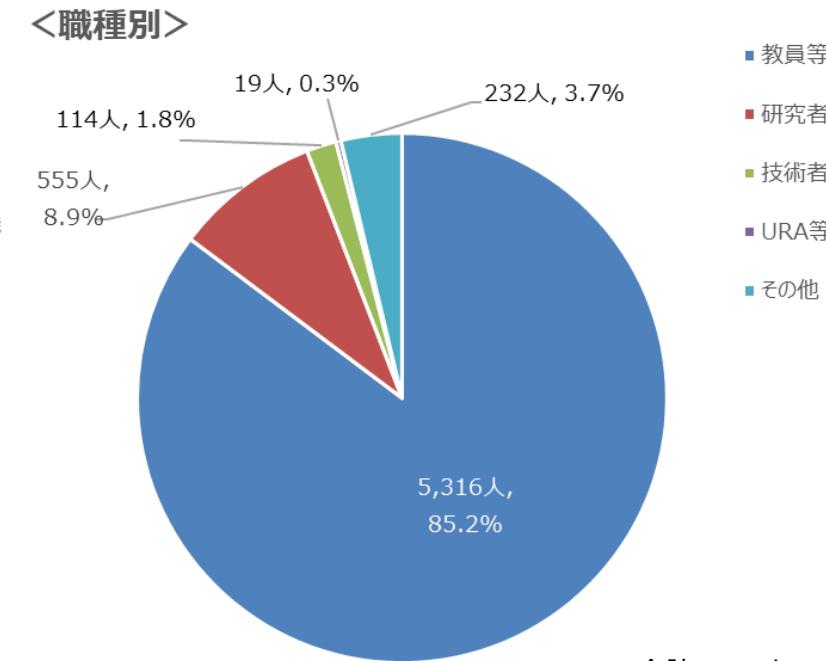
設問3-3-1. 令和7年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数及びそのうち以前に勤務経験がある者の人数、前回の有期労働契約と今回の有期労働契約の間の期間をお答えください。

※以前に勤務経験がある者なども含め、令和7年3月1日時点では労働契約を結んでおらず、令和7年4月以降に労働契約を結んだ者の人数をお答えください。

<機関種別>



<職種別>



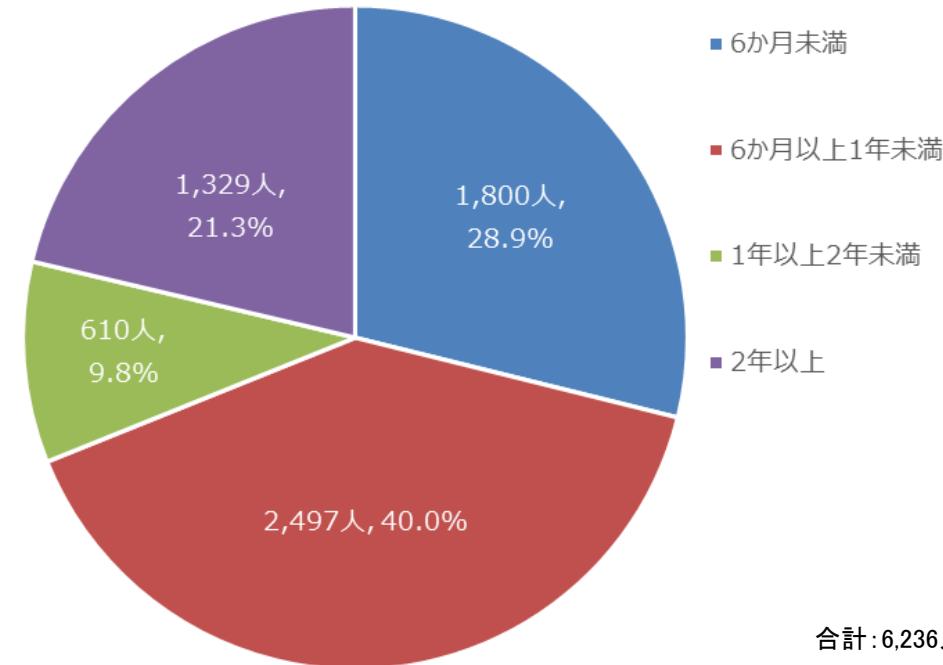
機関種別	教員等	研究者	技術者	URA等	その他	合計	割合
国立大学	1,025	333	53	15	87	1,513	24.3%
公立大学	479	48	4	2	109	642	10.3%
私立大学	3,801	55	5	2	20	3,883	62.3%
大学共同利用機関法人	11	10	3	0	0	24	0.4%
研究開発法人	0	109	49	0	16	174	2.8%
全体	5,316	555	114	19	232	6,236	100.0%
割合	85.2%	8.9%	1.8%	0.3%	3.7%	100.0%	-

4. 令和7年4月以降に新たに採用した特例対象者について

●回答機関全体で令和7年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数のうち、前回と今回の有期労働契約の間の期間(期間ごとの人数)で最も多かったのは「6か月以上1年未満」で2,497人(40.0%)、次いで「6か月未満」で1,800人(28.9%)であった。

設問3-3-1. 令和7年4月以降、新たに特例対象となる職種に採用した者の人数及びそのうち以前に勤務経験がある者の人数、前回の有期労働契約と今回の有期労働契約の間の期間をお答えください。

※以前に勤務経験がある者なども含め、令和7年3月1日時点では労働契約を結んでおらず、令和7年4月以降に労働契約を結んだ者の人数をお答えください。



前回と今回の有期労働契約の間の期間	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計	割合
6か月未満	243	270	1,209	7	71	1,800	28.9%
6か月以上1年未満	463	164	1,837	1	32	2,497	40.0%
1年以上2年未満	217	57	316	3	17	610	9.8%
2年以上	590	151	521	13	54	1,329	21.3%
全体	1,513	642	3,883	24	174	6,236	100.0%
割合	24.3%	10.3%	62.3%	0.4%	2.8%	100.0%	-

4. 令和7年4月以降に新たに採用した特例対象者について

- 前回の有期労働契約から今回の有期労働契約において、6か月以上の期間が空いた理由として機関が把握しているものは、「新たな業務や別の部署での採用」が回答としては一番多く、次いで、「別の機関を経てからの採用」が回答としては多かった。

設問3-3-2.前回の有期労働契約から今回の有期労働契約において、6か月以上の期間が空いた理由のうち、把握されているものを可能な限りご記載ください。(自由記述)

(設問3-3-1で、「左記のうち以前に勤務経験がある者的人数」のいずれかの分類で、6か月以上の期間が空いた者が1名以上だった機関のみ回答)

回答の分類 (回答数が多い順に記載)	主な回答例
新たな業務や別の部署での採用	<ul style="list-style-type: none">・任期満了のため労働契約が終了しましたが、新たなプロジェクトが立ち上がり、公募を行った結果、雇用することになったため。・前回の部署においては雇用満了となつたが、別の部署で勤務が必要となり改めて雇用された。・契約期間が満了し、一旦有期労働契約が終了したが、異なる職種の公募に応募し、採用されたため。・科研に関する業務や授業担当が終了したため、一度有期労働契約を終了したが、別職種で改めて雇用された。
別の機関を経てからの採用	<ul style="list-style-type: none">・近隣病院との間において、医師免許を有する教員の人事交流を行っており、人事交流の期間が6か月以上の者を改めて雇用したことによる。・海外研究機関での研究活動からの帰国・本学でポスドクトラル研究員として雇用された後、他大学での特任助教や研究員としての常勤雇用を経て、本学の嘱託助教として再雇用された。
本人都合による辞職からの採用	<ul style="list-style-type: none">・家業のため退職後、非常勤講師として雇用された。・育児の関係で一度退職したが、状況が変化したため再び雇用することになった。
業務固有の事情による採用	<ul style="list-style-type: none">・非常勤講師として1学期（前期）開講の科目のみ担当しており、2学期（後期）は雇用契約を結んでいないため。
上位職での採用	<ul style="list-style-type: none">・単年度契約となる医員としての有期労働契約が終了したが、その後、教員として雇用することになったため。・期限付き助手として契約し、期間満了退職となつたが教員の欠員補充により助教として採用された。
公募による同業務での採用	<ul style="list-style-type: none">・通算勤続年数の上限に達したため、有期労働契約が終了しましたが、その後、同専門領域の教員を募集したタイミングで当人から応募があり、選考を経て雇用されました。

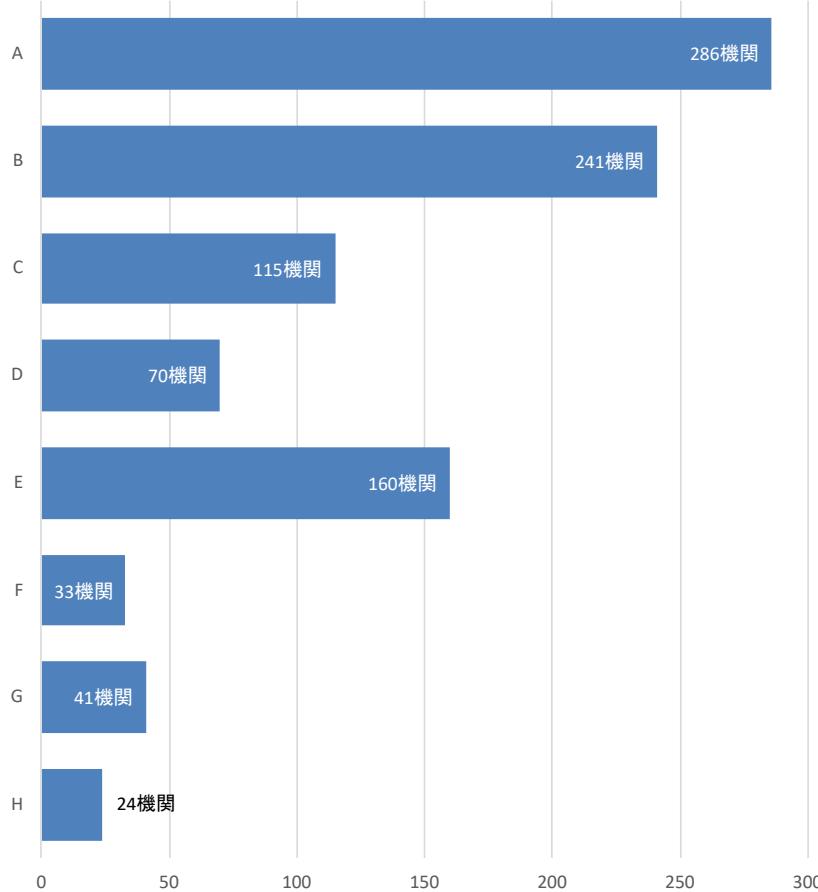
5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況①

- 有期労働契約を実施している理由について最も多かったのは「社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため」で286機関(61.4%)、次いで「一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたいため」が241機関(51.7%)、「プロジェクトや担当講座の実施期間中の人材を確保・活用のため」が160機関(34.3%)の順であった。

設問4-1-1. 有期労働契約を実施している理由について、該当するものを回答してください。(最大3つ、複数回答)

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

複数回答可



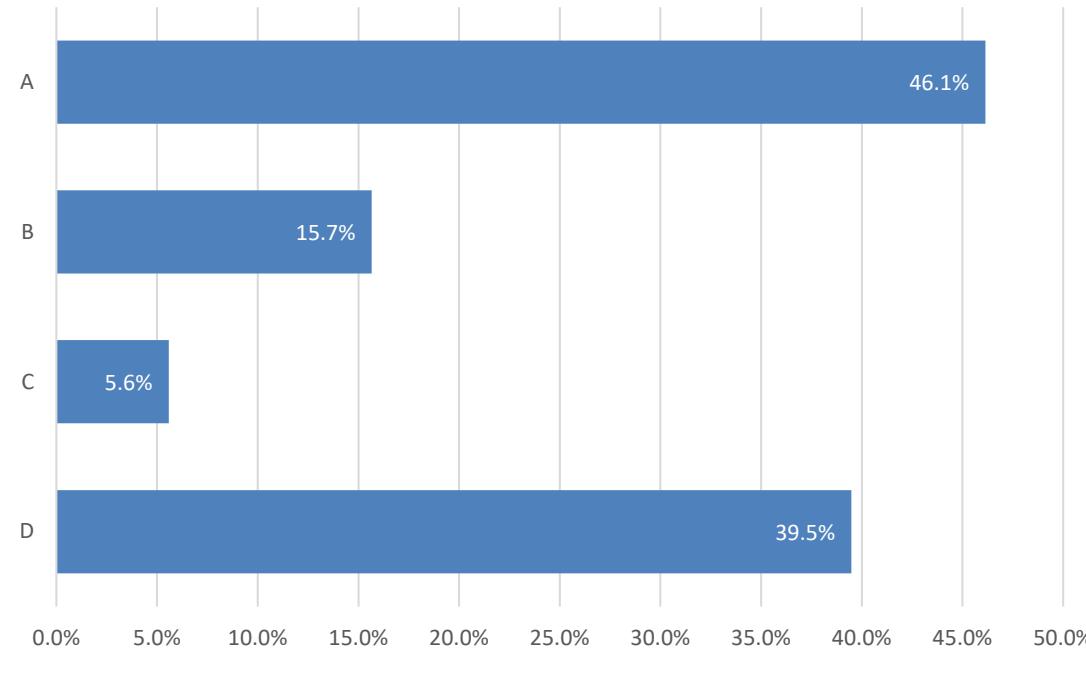
有期労働契約を実施している理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計	割合
A.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため	48	29	190	3	16	286	61.4%
B.一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたいため	48	29	147	2	15	241	51.7%
C.雇用期間を区切ることで、一定期間内に上位の職位へのキャリアアップを促すため	16	14	80	1	4	115	24.7%
D.経験等を有する高齢者の活用のため	4	5	56	1	4	70	15.0%
E.プロジェクトや担当講座の実施期間中の人材を確保・活用のため	54	17	67	3	19	160	34.3%
F.人件費（賃金、福利厚生等）を低く抑えるため	1	0	31	0	1	33	7.1%
G.正社員等としての人材の確保が困難であるため	4	5	29	1	2	41	8.8%
H.その他	7	3	10	0	4	24	5.2%

合計: 466機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況②

- 特例対象者について、無期転換申込権が発生しない契約更新をした場合の理由について、「その他」以外では、「充てる無期雇用のポストはないが、有期雇用であれば雇用を継続するための資金が確保できたため」が215機関(46.1%)、「無期雇用のポストにふさわしいほどの実績がなかったため」が73機関(15.7%)の順で回答が多かった。

設問4-1-2. 特例対象者について、無期転換申込権が発生しない契約更新をした場合、その理由について、最も該当するものを回答してください。
※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



複数回答可

特例対象者について無期転換申込権が発生しない契約更新をした場合の理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計	割合
A. 充てる無期雇用のポストはないが、有期雇用であれば雇用を継続するための資金が確保できたため	48	15	134	4	14	215	46.1%
B. 無期雇用のポストにふさわしいほどの実績がなかったため	4	5	60	0	4	73	15.7%
C. 無期雇用のポストはあったけれど、本人が辞退したため	2	2	21	0	1	26	5.6%
D. その他	26	35	110	0	13	184	39.5%

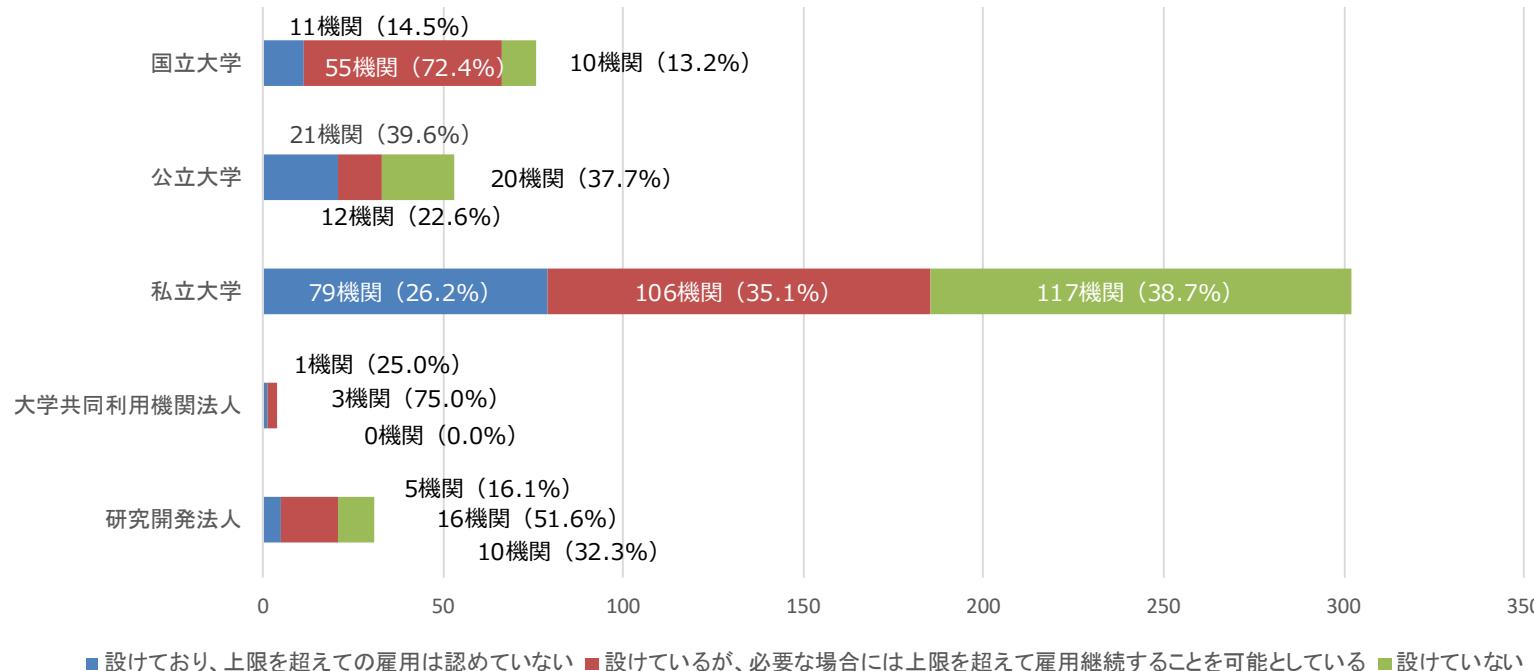
合計: 466機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況③

●特例対象者に対する契約期間更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に関する規定に関して、「設けているが、必要な場合には上限を超えて雇用継続することを可能としている」は192機関(41.2%)、「設けていない」は157機関(33.7%)、「設けており、上限を超えての雇用は認めていない」が117機関(25.1%)であった。

設問4-2. 特例対象者について、就業規則等で契約期間更新の回数上限や通算勤続年数の上限に関する規定を設けていますか。

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



機関種別	設けており、上限を超えての雇用は認めていない	設けているが、必要な場合には上限を超えて雇用継続することを可能としている	設けていない	合計	割合
国立大学	11	55	10	76	16.3%
公立大学	21	12	20	53	11.4%
私立大学	79	106	117	302	64.8%
大学共同利用機関法人	1	3	0	4	0.9%
研究開発法人	5	16	10	31	6.7%
全体	117	192	157	466	100.0%
割合	25.1%	41.2%	33.7%	100.0%	-

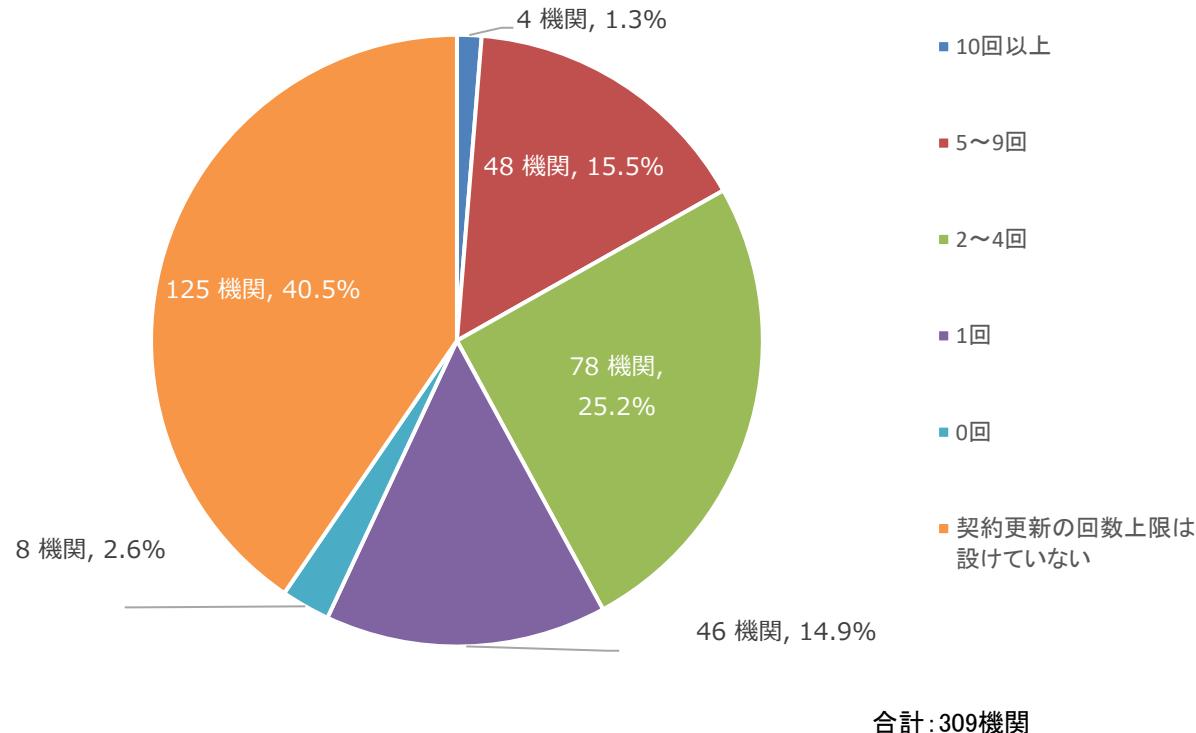
合計: 466機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況④

●特例対象者について、就業規則等で契約期間更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に関する規定を設けている機関のうち、契約期間更新の上限の回数で最も回答が多かった回数は2~4回(25.2%)であった。最も回答が少なかったのは10回以上(1.3%)であった。

設問4-3.(設問4-2で「設けている」の場合)就業規則等で設けている契約期間更新の上限の回数をお答えください。

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



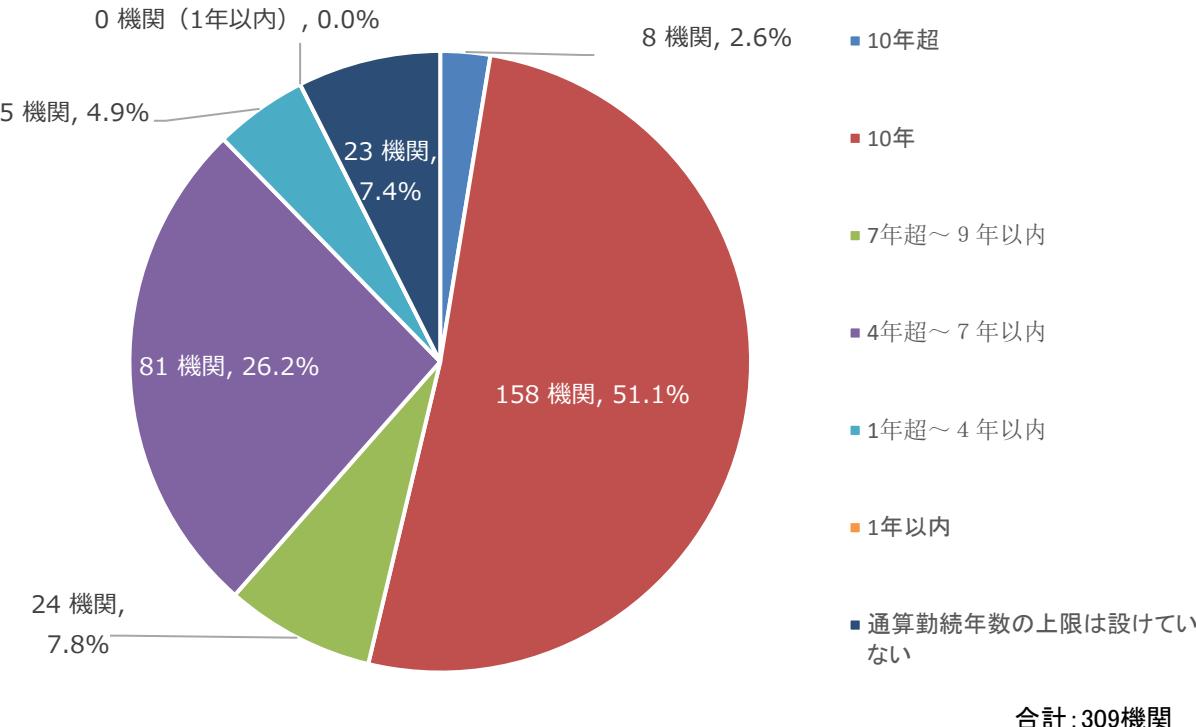
機関種別	10回以上	5～9回	2～4回	1回	0回	契約更新の回数上限は設けていない	合計	割合
国立大学	0	1	5	5	3	52	66	21.4%
公立大学	0	3	6	11	1	12	33	10.7%
私立大学	3	36	65	29	4	48	185	59.9%
大学共同利用機関法人	0	0	0	0	0	4	4	1.3%
研究開発法人	1	8	2	1	0	9	21	6.8%
全体	4	48	78	46	8	125	309	100.0%
割合	1.3%	15.5%	25.2%	14.9%	2.6%	40.5%	100.0%	-

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑤

●特例対象者について、就業規則等で契約期間更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に関する規定を設けている機関のうち、就業規則等で設けている通算雇用契約年数の上限で最も回答が多かった年数は10年(51.1%)であった。

設問4-4.(設問4-2で「設けている」の場合)就業規則等で設けている通算勤続年数の上限をお答えください。

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

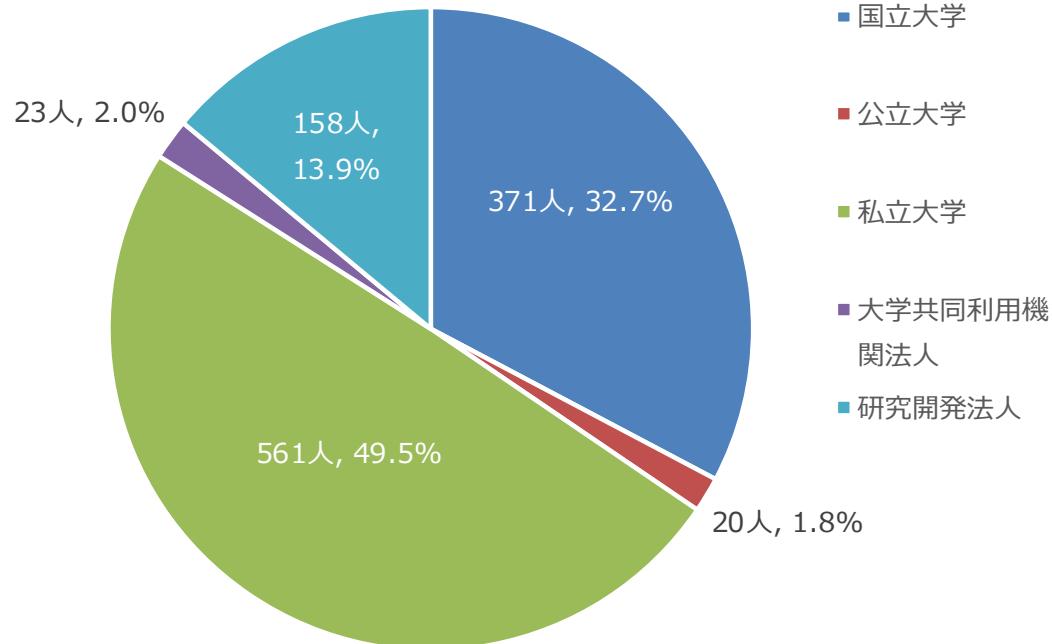


機関種別	10年超	10年	7年超～9年以内	4年超～7年以内	1年超～4年以内	1年以内	通算勤続年数の上限は設けていない	合計	割合
国立大学	2	46	1	14	1	0	2	66	21.4%
公立大学	1	14	3	10	2	0	3	33	10.7%
私立大学	5	81	20	53	11	0	15	185	59.9%
大学共同利用機関法人	0	4	0	0	0	0	0	4	1.3%
研究開発法人	0	13	0	4	1	0	3	21	6.8%
全体	8	158	24	81	15	0	23	309	100.0%
割合	2.6%	51.1%	7.8%	26.2%	4.9%	0.0%	7.4%	100.0%	-

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑥

- 令和6年度中に労働契約を終了した者のうち、就業規則等で設けている契約更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限に達していた者の人数は1,133人であった。

設問4-5.(設問4-2で「設けている」の場合)令和6年度中に労働契約を終了した者のうち、就業規則等で設けている契約更新の回数上限や勤続年数上限に達していた者の人数をお答えください。
※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



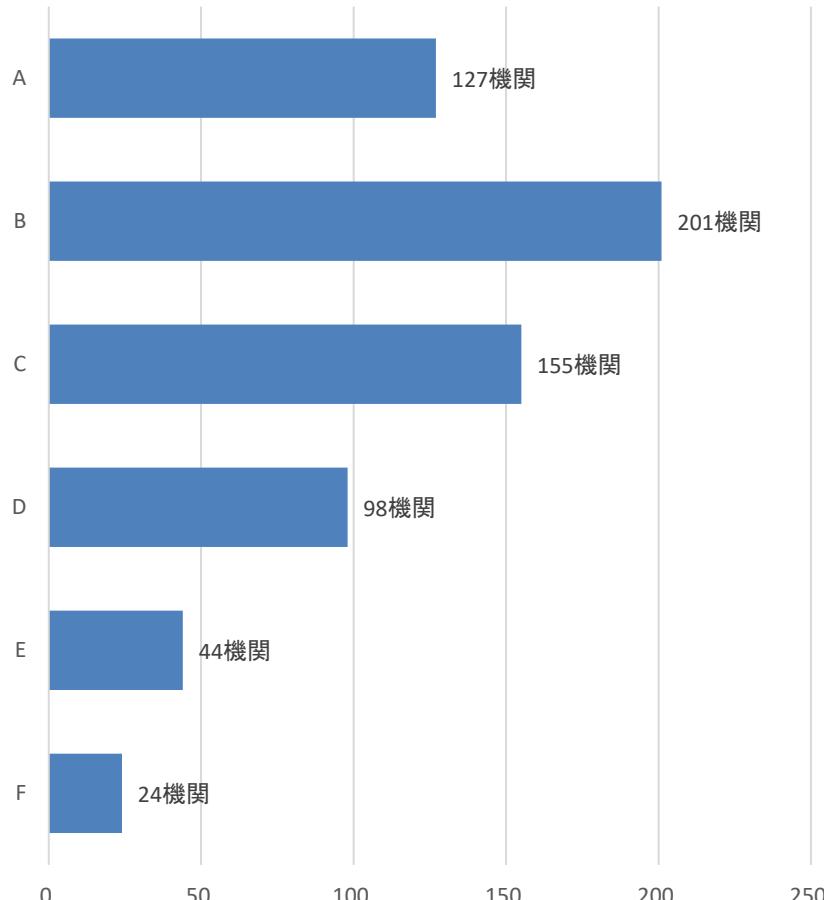
機関種別	合計	割合
国立大学	371	32.7%
公立大学	20	1.8%
私立大学	561	49.5%
大学共同利用機関法人	23	2.0%
研究開発法人	158	13.9%
全体	1,133	100.0%
割合	100.0%	-

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑦

- 契約更新の回数上限や通算雇用契約年数の上限を設けている理由に関して最も多かったのは「社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため」で201機関(65.0%)、次いで「一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたいため」で155機関(50.2%)、「一定期間内にプロジェクトや担当講座等の終了が見込まれるため」は127機関(41.1%)の順であった。

設問4-6.(設問4-2で「設けている」の場合)契約更新の回数上限や通算勤続年数の上限を設けている理由について、該当するもの全てをチェックしてください。
※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

複数回答可



契約回数の回数上限や通算雇用契約年数の上限を設定している理由	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計	割合
A.一定期間内にプロジェクトや担当講座等の終了が見込まれるため	49	12	51	4	11	127	41.1%
B.社会ニーズ等を踏まえて事業内容や人材配置を柔軟に見直すことで、教育・研究環境の改善を図る必要があるため	43	16	126	3	13	201	65.0%
C.一定期間内の評価に基づき、一定の能力・業績を持つ者のみを雇用継続することとしたいため	34	16	92	4	9	155	50.2%
D.雇用期間を区切ることで、一定期間内に上位の職位へのキャリアアップを促すため	19	8	63	3	5	98	31.7%
E.新規採用者のポストを確保したいから	15	4	20	1	4	44	14.2%
F.その他	9	5	5	0	5	24	7.8%

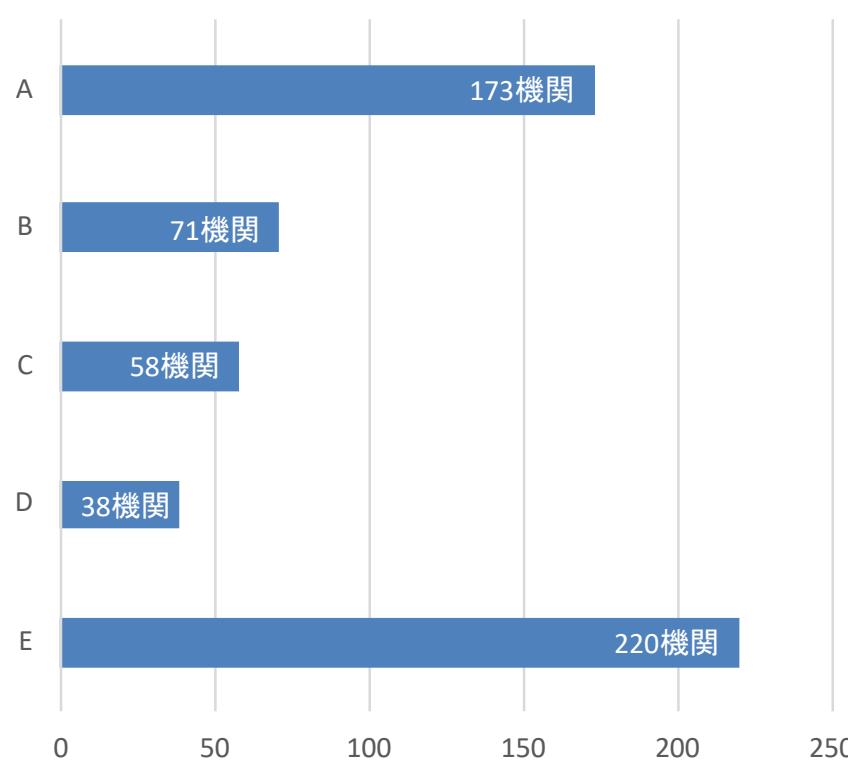
母数: 309機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑧

- 有期労働契約者を無期契約に転換する独自の仕組みに関して「独自の仕組みはない」を除いて最も多かったのは、「一定の雇用期間を経過した後の審査により無期転換を行う(テニュアトラック制度等)」が173機関(37.1%)、次いで「昇任に伴い無期転換を行う」が71機関(15.2%)、「10年よりも前に無期転換を認めている」が58機関(12.4%)の順であった。

設問4-7. 特例対象者について、無期転換ルール以外に、有期労働契約者を無期契約に転換する独自の仕組みについて、機関内で実施されている取組をお答えください。(該当するもの全てをチェック)
※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

複数回答可



選択肢	国立大学	公立大学	私立大学	大学共同利用機関法人	研究開発法人	合計	割合
A.一定の雇用期間を経過した後の審査により無期転換を行う(テニュアトラック制度等)	62	14	76	3	18	173	37.1%
B.昇任に伴い無期転換を行う	21	17	32	1	0	71	15.2%
C.10年よりも前に無期転換を認めている	9	6	39	1	3	58	12.4%
D.その他	9	0	21	1	7	38	8.2%
E.独自の仕組みはない	12	28	170	1	9	220	47.2%

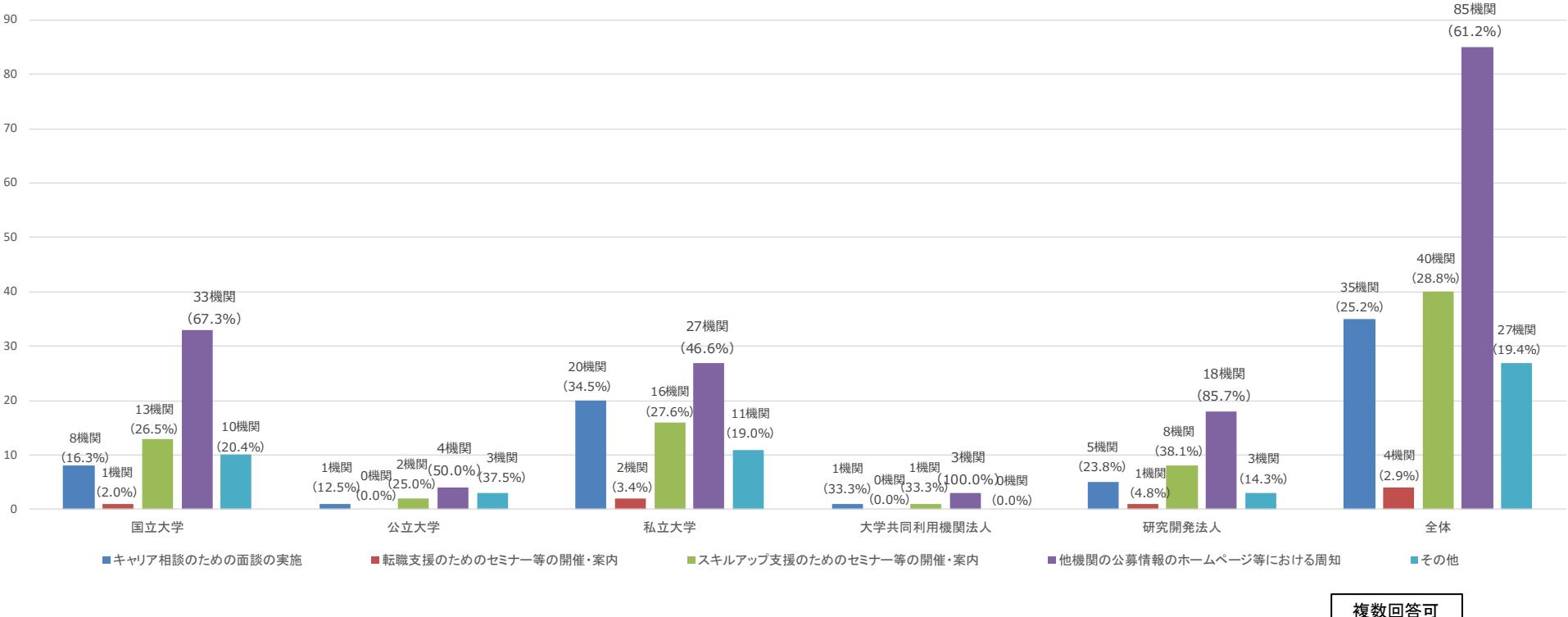
母数:466機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑨

●特例対象者数が1名以上だった機関のうち、キャリアサポートを実施している機関数は139機関であった。最も多く実施されている取組は「他機関の公募情報のホームページ等における周知」で85機関(61.2%)、次いで「スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内」が40機関(28.8%)、「キャリア相談のための面談の実施」が35機関(25.2%)の順であった。

設問4-8. 特例対象者に対するキャリアサポートについて、機関内で実施されている取組をお答えください。(該当するもの全てをチェック)

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



複数回答可

機関種別	キャリア相談のための面談の実施	転職支援のためのセミナー等の開催・案内	スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内	他機関の公募情報のホームページ等における周知	その他	キャリアサポートを実施している機関数	割合
国立大学	8	1	13	33	10	49	35.3%
公立大学	1	0	2	4	3	8	5.8%
私立大学	20	2	16	27	11	58	41.7%
大学共同利用機関法人	1	0	1	3	0	3	2.2%
研究開発法人	5	1	8	18	3	21	15.1%
全体	35	4	40	85	27	139	100.0%
割合	25.2%	2.9%	28.8%	61.2%	19.4%	100.0%	-

母数: 466機関

5. 現在雇用契約を結んでいる特例対象者の有期労働契約に係る概況⑩

- 無期転換申込権が発生しているにも関わらず行使されない理由について、該当者がいる機関の回答としては「無期転換申込権を行使していない理由について把握していない」(56.7%)を除くと、「定年が近いから」(20.7%)、「契約期間だけ無くなつても意味がないから」(18.2%)などが見られた。

設問4-9. 前回の調査結果を踏まえて発出した事務連絡において、無期転換申込権が発生しているにも関わらず行使されない理由について、各機関において可能な限り把握に努めていただくことをお願いしたことを踏まえ、特例対象者のうち、無期転換申込権が発生しているにも関わらず、行使していない方がいらっしゃることについて、機関として把握している理由をお答えください。(最大3つ、複数回答で該当するものをチェック)

設問4-10. 特例対象者のうち、無期転換申込権が発生しているにも関わらず、行使していない方がいらっしゃる理由について、4-9の回答への補足や、把握していない場合に機関として想定される理由についてお答えください。(自由記述)

複数回答可

機関種別	A.契約期間だけ無くなつても意味がないから。	B.責任や残業等、負荷が高まりそうだから。	C.辞めにくくなるから(他機関に移りたい等、現在の所属機関で長く働くつもりはないから)。	D.頑張ってもステップアップが見込めないから。	E.制度や手続きがよく分からないから。	F.機関側に希望を伝えにくいから。	G.無期労働契約ではなく、正社員等のより良い待遇が得られるポストを狙いたいから。	H.定年が近いから。	I.無期転換申込権を行使していない理由について把握していない
国立大学	11機関 (19.6%)	0機関 (0.0%)	9機関 (16.1%)	2機関 (3.6%)	2機関 (3.6%)	0機関 (0.0%)	5機関 (8.9%)	8機関 (14.3%)	31機関 (55.4%)
公立大学	3機関 (15.0%)	0機関 (0.0%)	4機関 (20.0%)	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	1機関 (5.0%)	4機関 (20.0%)	12機間 (60.0%)
私立大学	32機関 (18.4%)	9機関 (5.2%)	18機関 (10.3%)	4機関 (2.3%)	10機関 (5.7%)	1機関 (0.6%)	16機関 (9.2%)	36機間 (20.7%)	106機間 (60.9%)
大学共同利用機関法人	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	0機関 (0.0%)	2機間 (33.3%)	1機間 (16.7%)
研究開発法人	4機関 (21.1%)	1機間 (5.3%)	4機間 (21.1%)	0機間 (0.0%)	1機間 (0.0%)	0機間 (0.0%)	3機間 (15.8%)	7機間 (36.8%)	6機間 (31.6%)
全体	50機関 (18.2%)	10機間 (3.6%)	35機関 (12.7%)	6機間 (2.2%)	13機間 (4.7%)	1機間 (0.4%)	25機間 (9.1%)	57機間 (20.7%)	156機間 (56.7%)

母数: (上から)56機関、20機関、174機関、6機関、19機関

上記の回答への補足や、把握していない場合に機関として想定される理由の回答例

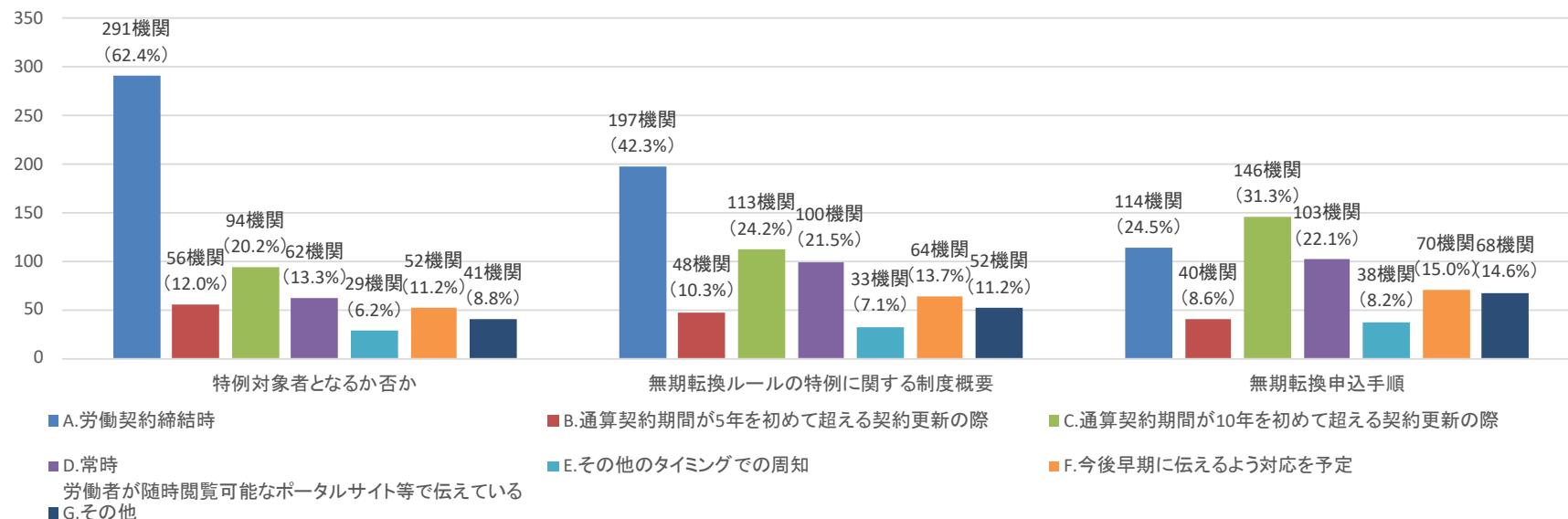
- ・本学は制度上、任期制を採用しており、有期雇用として回答しておりますが、このアンケートで想定されている一般的な「有期雇用」とは異なり、更新に制限がなく、労務上も実質的に無期雇用と大きな差がないためと考えます。
- ・別の機関を本務先としており、本学で無期転換する必要がないから。
- ・有期雇用から無期雇用にすることで、定年が早まる場合があること。

6. 有期労働契約者に対する説明状況①-周知のタイミング

●無期転換ルールの特例に關し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に關する制度概要・無期転換申込手順を伝えるタイミングについて、「特例対象者になるか否か」「無期転換ルールの特例に關する制度概要」は「A.労働契約締結時」に伝える場合が最多く、「無期転換申込手順」は「C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際」が最も多かった。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に關し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に關する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。
(各行最低1つ、該当するもの全てをチェック)

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



複数回答可

周知内容	A.労働契約締結時	B.通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際	C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際	D.常時 労働者が隨時閲覧可能なポータルサイト等で伝えている	E.その他のタイミングでの周知	F.今後早期に伝えるよう対応を予定	G.その他
特例対象者となるか否か	291機関 (62.4%)	56機関 (12.0%)	94機関 (20.2%)	62機関 (13.3%)	29機関 (6.2%)	52機関 (11.2%)	41機関 (8.8%)
無期転換ルールの特例に 関する制度概要	197機関 (42.3%)	48機関 (10.3%)	113機関 (24.2%)	100機関 (21.5%)	33機関 (7.1%)	64機関 (13.7%)	52機関 (11.2%)
無期転換申込手順	114機関 (24.5%)	40機関 (8.6%)	146機関 (31.3%)	103機関 (22.1%)	38機関 (8.2%)	70機関 (15.0%)	68機関 (14.6%)

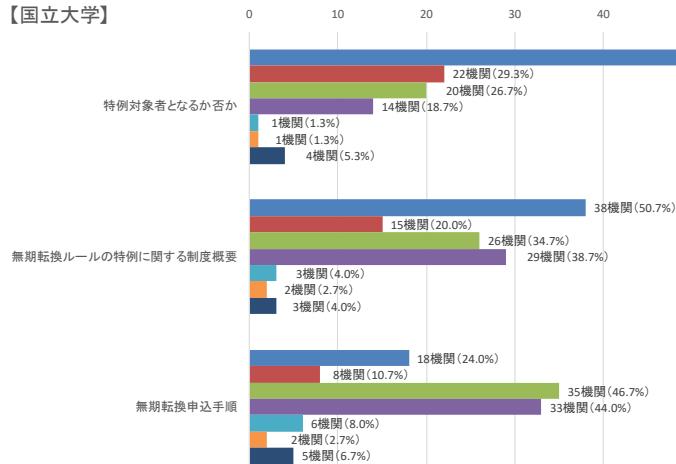
母数: 466機関

6. 有期労働契約者に対する説明状況②-周知のタイミング(国立大学・私立大学・公立大学)

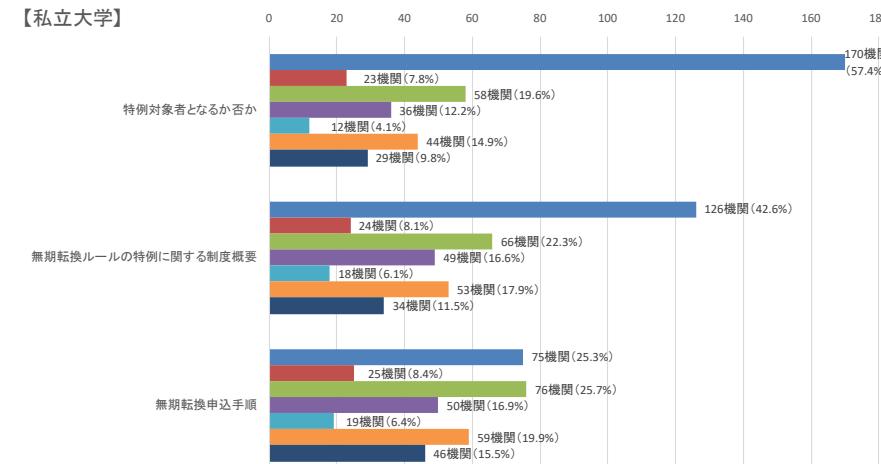
●無期転換ルールの特例に關し、特例対象者に對し特例対象者に該當するか否か・特例に關する制度概要・無期転換申込手順を伝えるタイミングについて、大学においては全般的に「A.労働契約締結時」や「C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際」が多い傾向にある。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に關し、特例対象者に對し特例対象者に該當するか否か・特例に關する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。
※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

【国立大学】



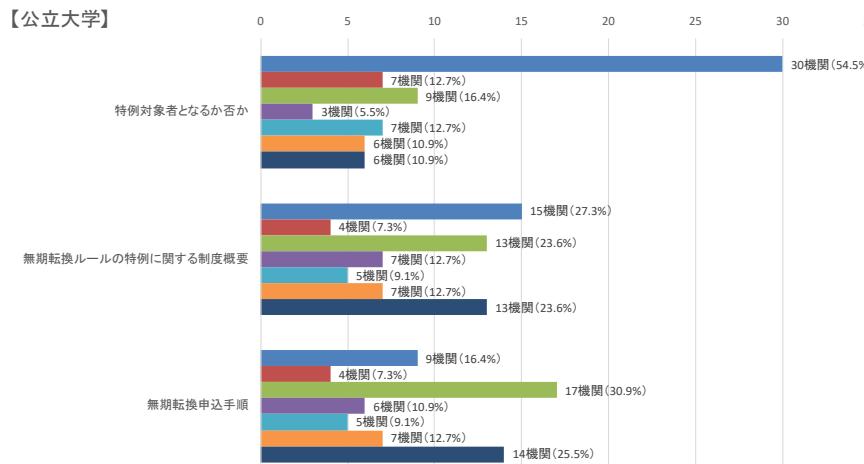
【私立大学】



母数: 75機関

母数: 296機関

【公立大学】



複数回答可

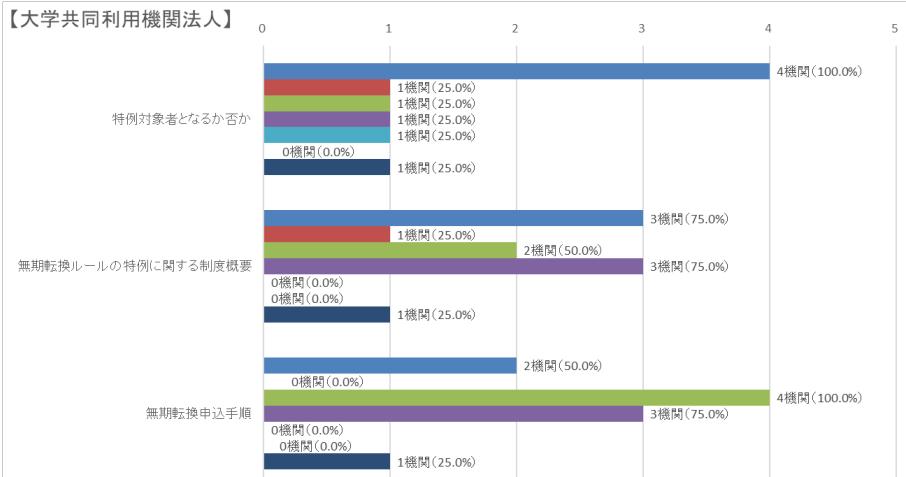
- A.労働契約締結時
- B.通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際
- C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際
- D.常時労働者が隨時閲覧可能なポータルサイト等で伝えている
- E.その他のタイミングでの周知
- F.今後早期に伝えるよう対応を予定
- G.その他

母数: 55機関

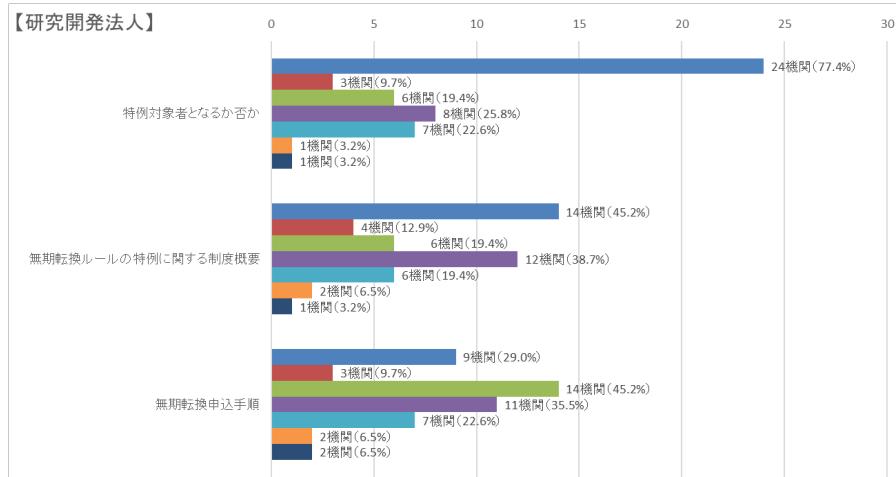
6. 有期労働契約者に対する説明状況②-周知のタイミング(大学共同利用機関法人、研究開発法人)

●無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えるタイミングについて、大学共同利用機関法人と研究開発法人においては「A.労働契約締結時」や「C.通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際」、「D.常時労働者が隨時閲覧可能なポータルサイト等で伝えている」が多い傾向にある。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。
※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



母数: 4機関



母数: 31機関

複数回答可

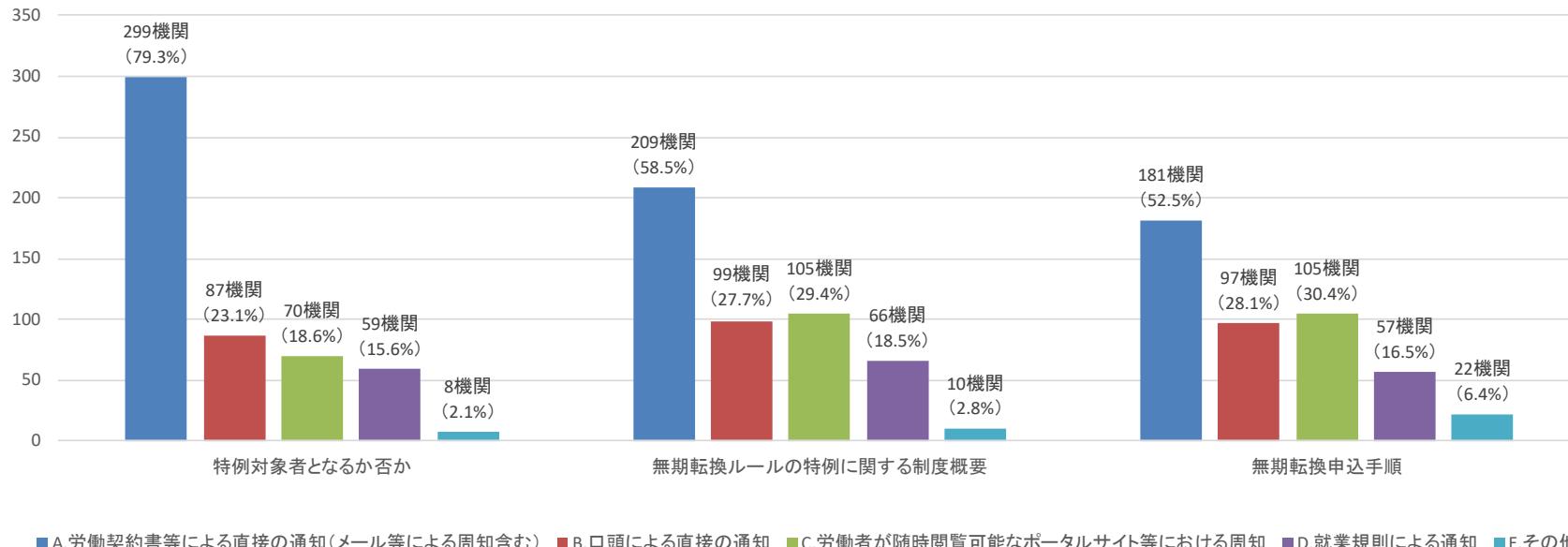
- A.労働契約締結時
- B.通算契約期間が5年を初めて超える契約更新の際
- C.通算契約期間が10年を初めて超える契約更新の際
- D.常時労働者が随时閲覧可能なポータルサイト等で伝えている
- E.その他のタイミングでの周知
- F.今後早期に伝えるよう対応を予定
- G.その他

6. 有期労働契約者に対する説明状況③-周知の方法

- 特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法について、「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」が最も多く、次いで「B.口頭による直接の通知」、「C.労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等における周知」の回答が多かった。

設問5-1. 無期転換ルールの特例に関し、特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝えていますか。そのタイミング・方法とあわせてお答えください。(各行最低1つ、該当するもの全てをチェック)

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答



複数回答可

全ての期間	A. 労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)	B. 口頭による直接の通知	C. 労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等における周知	D. 就業規則による通知	E. その他
特例対象者となるか否か※1	299機関 (79.3%)	87機関 (23.1%)	70機関 (18.6%)	59機関 (15.6%)	8機関 (2.1%)
無期転換ルールの特例に関する制度概要※2	209機関 (58.5%)	99機関 (27.7%)	105機関 (29.4%)	66機関 (18.5%)	10機関 (2.8%)
無期転換申込手順※3	181機関 (52.5%)	97機関 (28.1%)	105機関 (30.4%)	57機関 (16.5%)	22機関 (6.4%)

件数:(※1)377機関(※2)357機関(※3)345機関

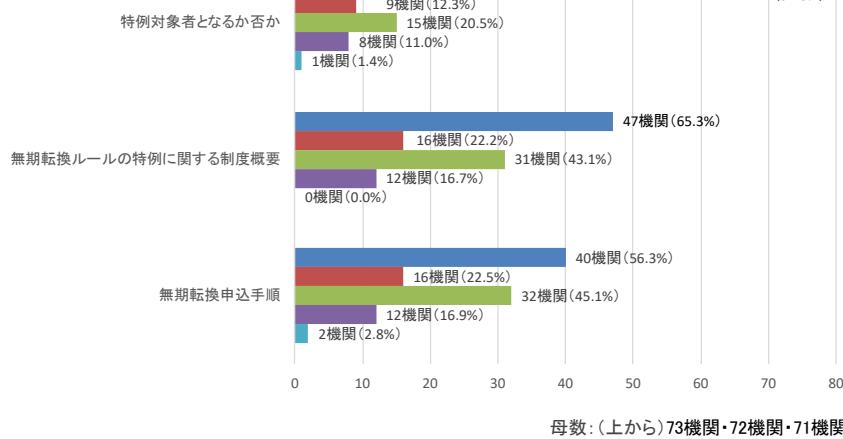
6. 有期労働契約者に対する説明状況③-周知の方法(国立大学・私立大学・公立大学)

●特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法に関して、大学では「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」が多かった。

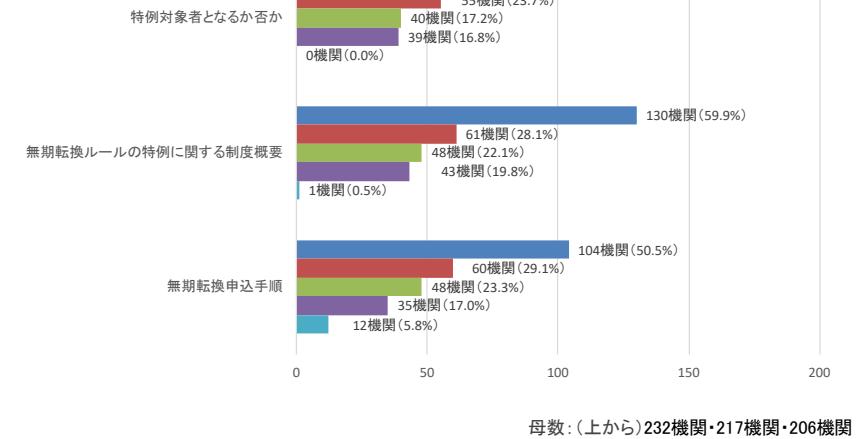
設問5-1. 無期転換ルールの特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法について、大学では「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」が多かった。(各行最低1つ、該当するもの全てをチェック)

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

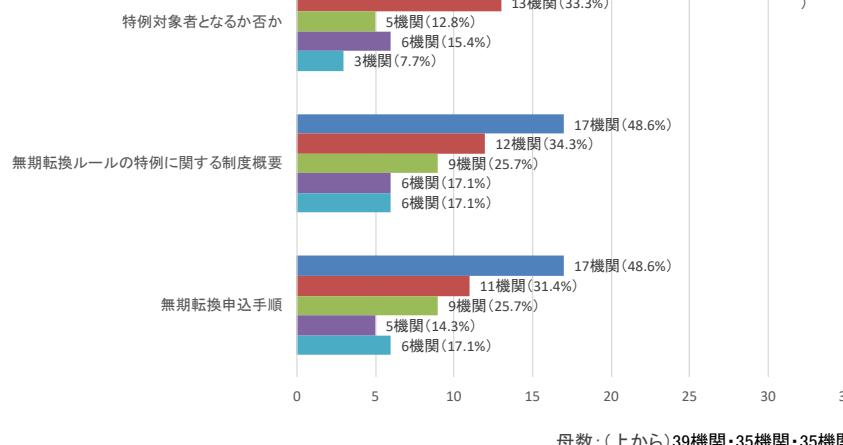
【国立大学】



【私立大学】



【公立大学】



複数回答可

- A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)
- B.口頭による直接の通知
- C.労働者が随時閲覧可能なポータルサイト等における周知
- D.就業規則による通知
- E.その他

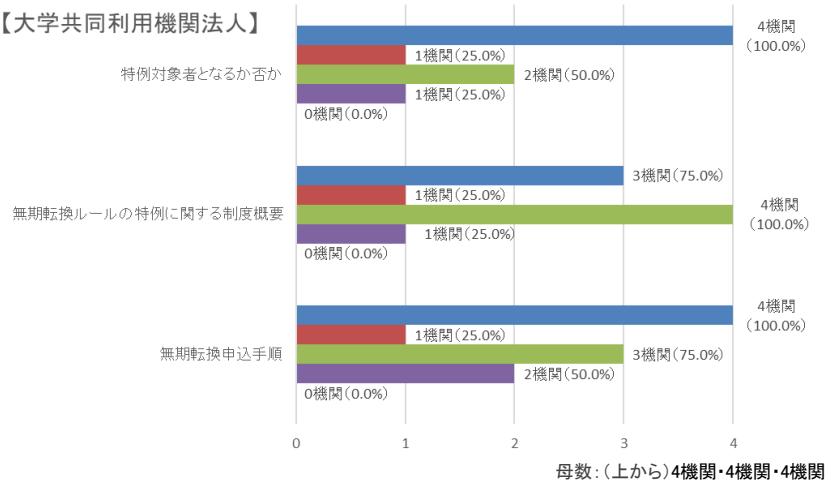
6. 有期労働契約者に対する説明状況③-周知の方法(大学共同利用機関法人、研究開発法人)

●特例対象者に対し特例対象者に該当するか否か・特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法に関して、大学共同利用機関法人及び研究開発法人では「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」「C.労働者が隨時閲覧可能なポータルサイト等における周知」が多かった。

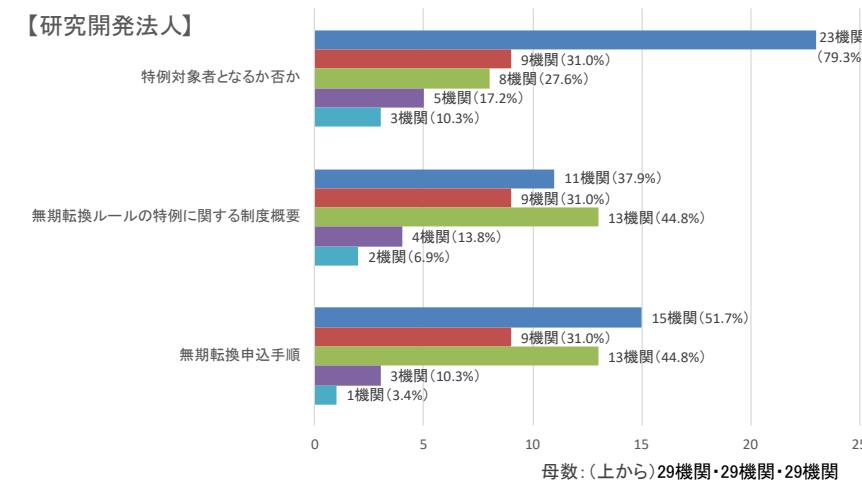
設問5-1.無期転換ルールの特例に関する制度概要・無期転換申込手順を伝える方法について、大学共同利用機関法人及び研究開発法人では「A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)」「C.労働者が隨時閲覧可能なポータルサイト等における周知」が多かった。

※回答機関のうち、特例対象者数が1名以上だった機関のみ回答

【大学共同利用機関法人】



【研究開発法人】



複数回答可

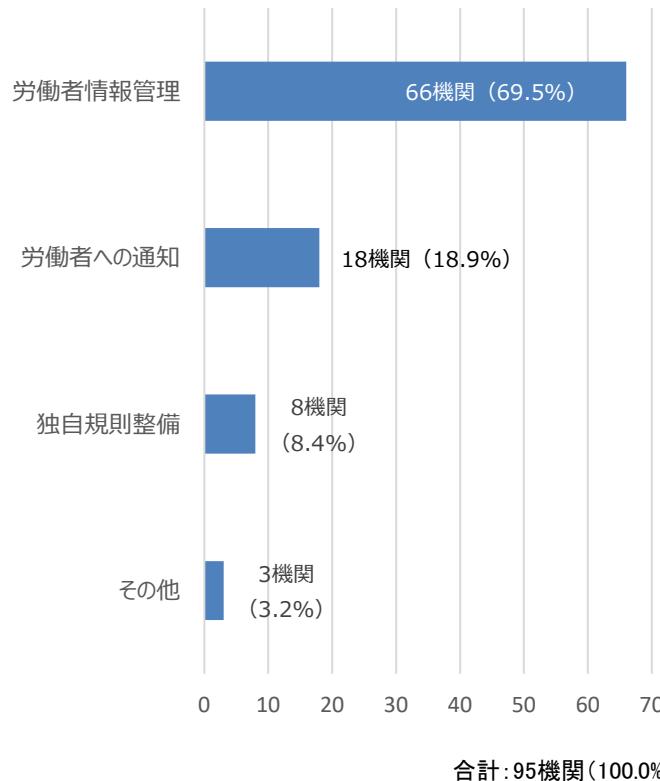
- A.労働契約書等による直接の通知(メール等による周知含む)
- B.口頭による直接の通知
- C.労働者が随时閲覧可能なポータルサイト等における周知
- D.就業規則による通知
- E.その他

7. 雇用管理のための各機関の対応

●特例が設けられたことを受けて、所属する研究者、教員等の雇用管理のために各機関が行ってきたもののうち、回答として最も多かったのは「労働者情報管理」(66機関)であった。また、18の機関が「労働者への通知」を取り組みの一環としていると回答した。8の機関は、独自の制度や規則を設けたりしていた。

設問6-1. 以上その他、特例が設けられたことを受け、所属する研究者、教員等の雇用管理のために取り組んできたことがあれば教えてください。(労働者の通算契約期間を把握・伝達する仕組みの整備等)

自由記述による回答



取り組みの分類と主な内容

<労働者情報管理>

労働者の通算契約期間の一元的な把握
特例対象者の契約回数、通算契約期間等を把握するための全学的なデータベース整備
人事部門と教員等・研究者が所属する部門間での情報連携

<労働者への通知>

該当者本人や所属長への通知
全学的な説明会の開催
通知方法の整備(給与明細を通じた通知や学内掲示板による通知等)
インターネット内で自身の無期転換の保持状況を常時確認できる仕組みの整備

<独自規則整備>

労働条件通知書や雇用契約書の記載内容の見直し等
無期転換に関する規定や転換希望申請や業績審査の手順の整備
10年特例適用前に審査を経て無期転換できる制度の設置

<その他>

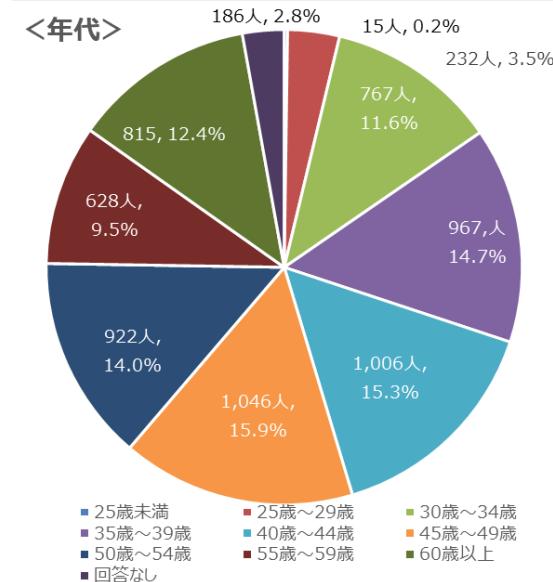
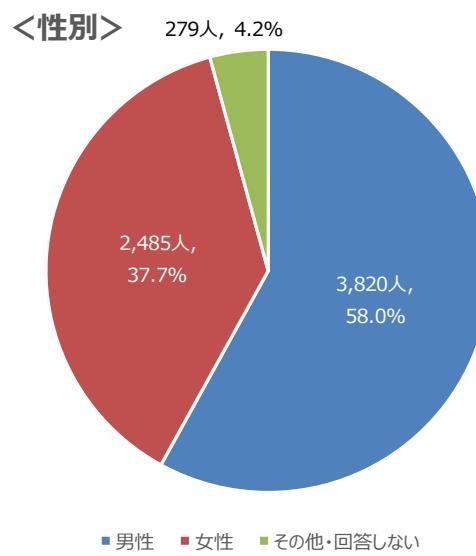
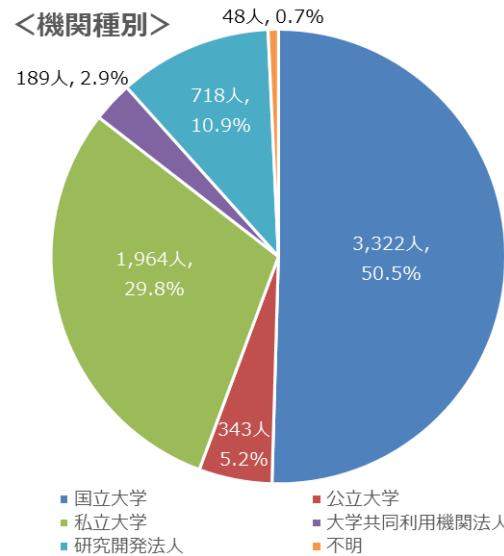
面談等を通じた教員のキャリアプランへの積極的な関与

労働者情報管理	労働者への通知	独自規則整備	その他	回答機関数
66機関(69.5%)	18機関(18.9%)	8機関(8.4%)	3機関(3.2%)	95機関(100.0%)

調査結果:個人への調査

1. 回答者の基礎情報(所属機関、性別、年代)

●回答者数は6,584人であった(※機関調査によれば、回答機関における特例対象者の合計は100,893人(回答率6.5%))。



機関種別	人数	割合
国立大学	3,322	50.5%
公立大学	343	5.2%
私立大学	1,964	29.8%
大学共同利用機関法人	189	2.9%
研究開発法人	718	10.9%
不明 ※	48	0.7%
合計	6,584	100.0%

※「所属機関」の入力データから所属先が判別できなかった有効回答

性別	人数	割合
男性	3,820	58.0%
女性	2,485	37.7%
その他・回答しない	279	4.2%
合計	6,584	100.0%

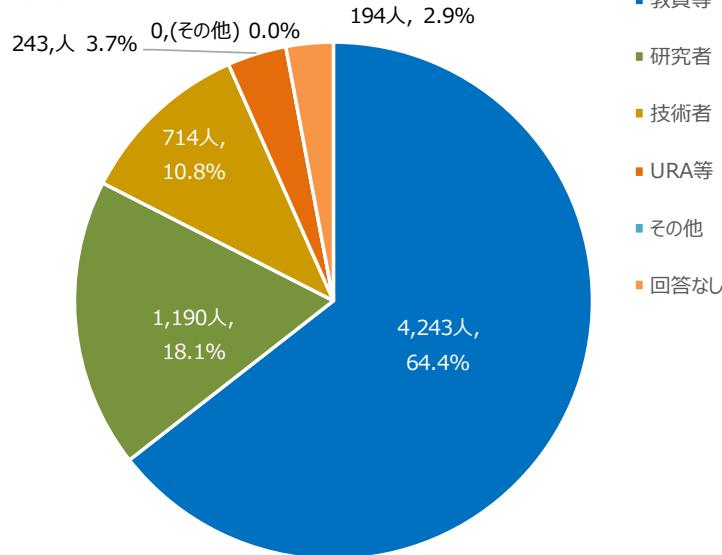
年代	人数	割合
25歳未満	15	0.2%
25歳～29歳	232	3.5%
30歳～34歳	767	11.6%
35歳～39歳	967	14.7%
40歳～44歳	1,006	15.3%
45歳～49歳	1,046	15.9%
50歳～54歳	922	14.0%
55歳～59歳	628	9.5%
60歳以上	815	12.4%
回答なし	186	2.8%
合計	6,584	100.0%

1. 回答者の基礎情報(職種、分野)

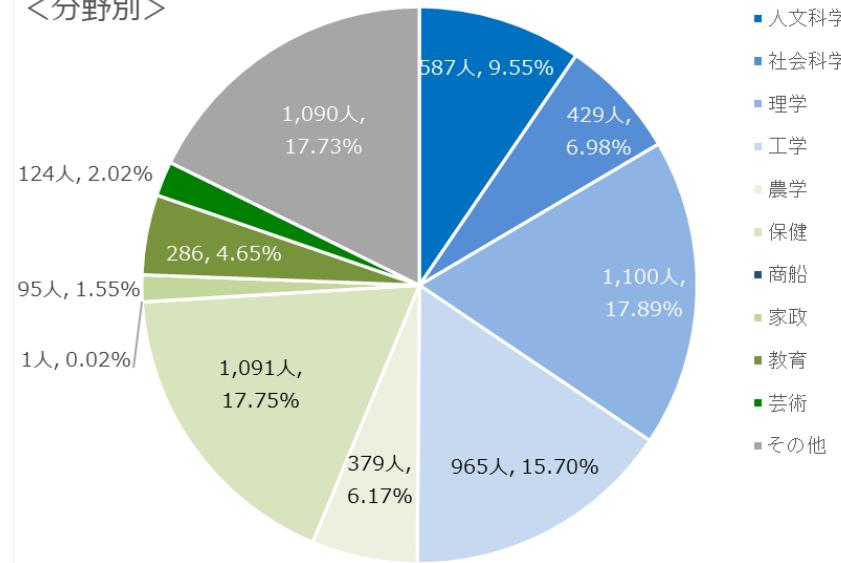
- 回答者のうち、最も多かった職種は「教員等」であり、64.4%であった。
- 回答者が所属する分野は「理学」が最も多く、1,100人であった。

設問2-4. あなたの職として当てはまるものを選択してください。

＜職種別＞



＜分野別＞



職種別	人数	割合
教員等	4,243	64.4%
研究者	1,190	18.1%
技術者	714	10.8%
URA等	243	3.7%
その他	194	2.9%
合計	6,584	100.0%

職種別	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他	全体	割合
教員等	507	352	527	494	165	939	1	88	256	116	798	4,243	69.0%
研究者	58	56	373	274	127	112	0	6	23	5	156	1,190	19.4%
技術者	22	21	200	197	87	40	0	1	7	3	136	714	11.6%
全体	587	429	1,100	965	379	1,091	1	95	286	124	1,090	6,147	100.0%

※URA等及びその他を選択した者は含まれない

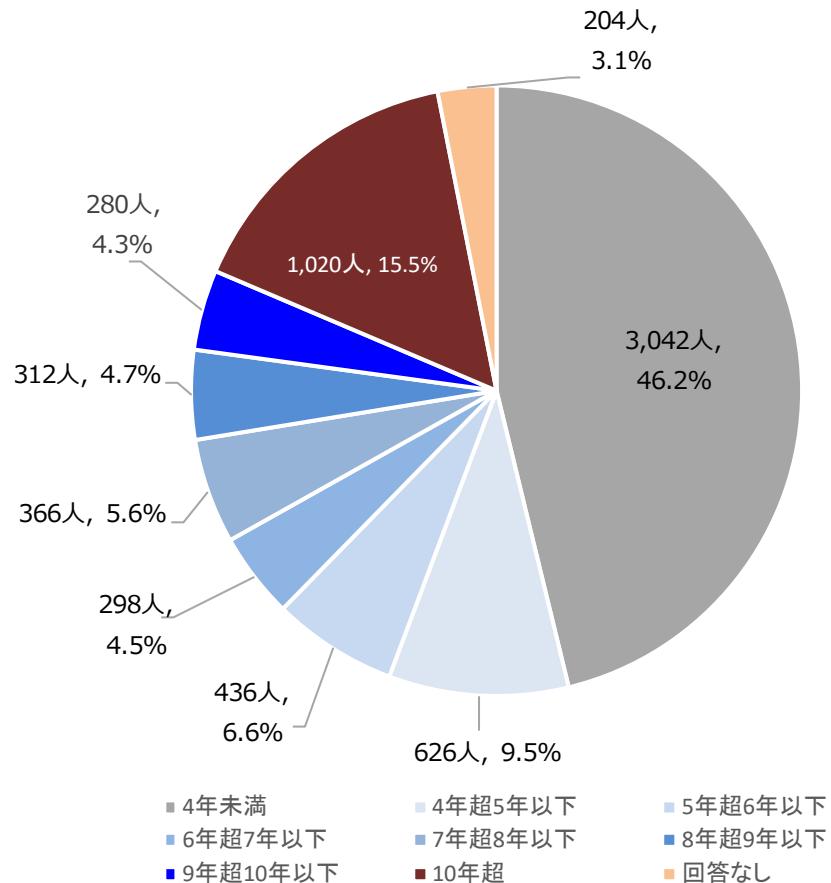
1. 回答者の基礎情報(通算雇用年数)

●回答者が現在所属する機関との間で、2013年4月1日以降に開始した雇用契約の2025年5月1日時点での通算雇用契約期間について、「4年未満」が3,042人(46.2%)であり、「10年超」が1,020人(15.5%)であった

設問2-5. あなたが現在所属している機関との間で2013年4月1日以降に開始した雇用契約の2025年5月1日時点での通算期間(※)について以下から選択してください。

※契約のない期間(クーリング期間)が間にある場合はそれ以前の契約期間は通算年数から除いてください。

※学生である間に雇用されていた期間は通算年数から除いてください。

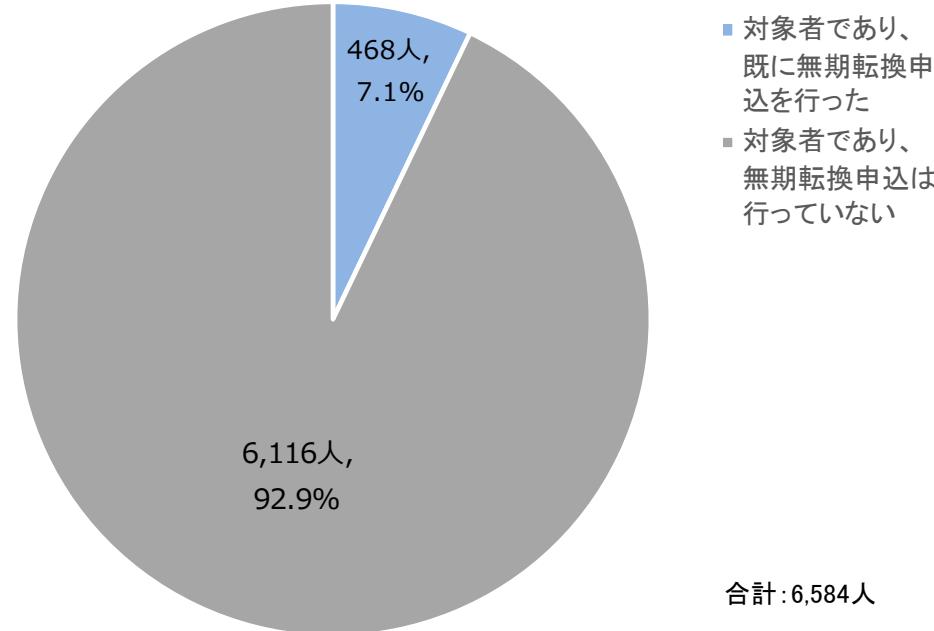


年数	人数	割合
4年未満	3,042	46.2%
4年超5年以下	626	9.5%
5年超6年以下	436	6.6%
6年超7年以下	298	4.5%
7年超8年以下	366	5.6%
8年超9年以下	312	4.7%
9年超10年以下	280	4.3%
10年超	1,020	15.5%
回答なし	204	3.1%
全体	6,584	100.0%

2. 回答者における無期転換申込権を行使した者の割合

●回答者のうち、特例対象者であり、無期転換申込を行っていない（まだ無期転換申込権が発生していない場合も含む）と回答した者が6,116人（92.9%）であった。

設問1-2. あなたは特例対象者ですか。また、特例対象者の場合、無期転換申込を行っていますか。

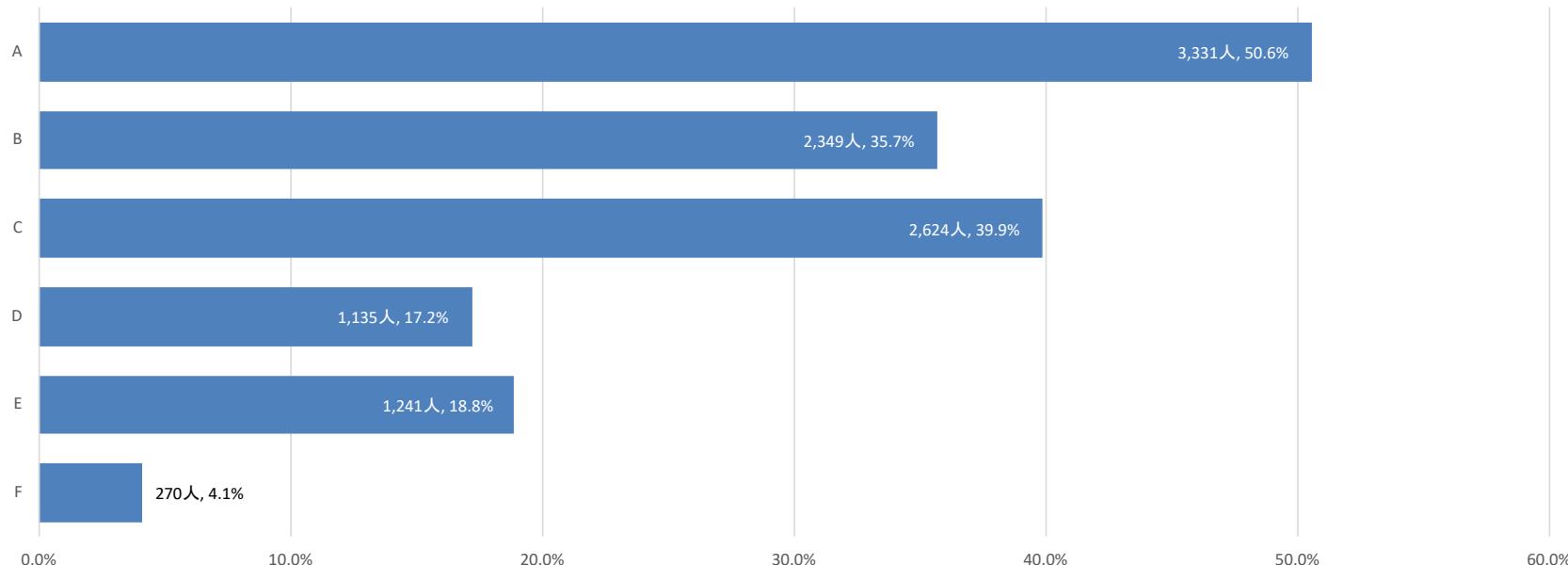


	人数	割合
対象者であり、既に無期転換申込を行った	468	7.1%
対象者であり、無期転換申込は行っていない	6,116	92.9%
合計	6,584	100%

3. 無期転換ルールの特例に関する現状・認識①

●回答者において無期転換ルールの特例の具体的な内容で一番多く知られているのは、「特例により、無期転換申込権が通算契約期間5年ではなく10年で発生する」で3,331人(50.6%)であった。次いで「契約期間を通算して10年を超えて、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない」が2,624人(39.9%)だった。また「無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない」は1,241人(18.8%)だった。

設問3-1. 無期転換ルールの特例に関して、知っていることを選択してください。(当てはまるもの全て選択)



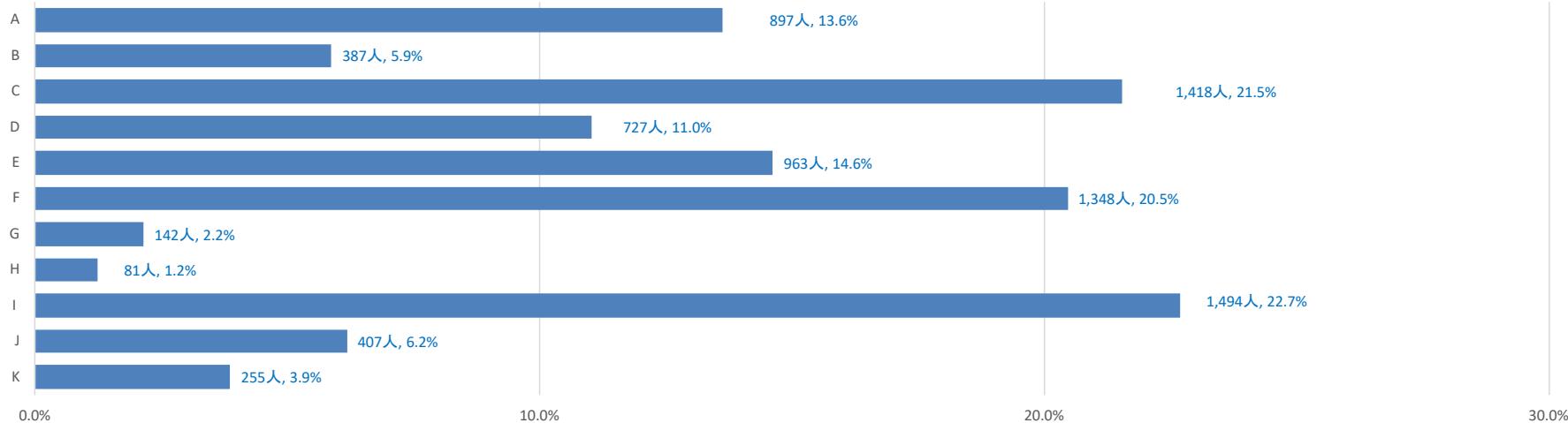
複数回答可

A.特例により、無期転換申込権が通算契約期間5年ではなく10年で発生する	B.職種や部署等が変わっても、「同一の使用者」との間なら契約期間は通算される	C.契約期間を通算して10年を超えて、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない	D.上記はどれも知らないが、無期転換ルールの特例という言葉は聞いたことがある	E.無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない	F.回答なし	回答者母数
3,331	2,349	2,624	1,135	1,241	270	6,584
50.6%	35.7%	39.9%	17.2%	18.8%	4.1%	100.0%

3. 無期転換ルールの特例に関する現状・認識②

- 回答者において無期転換ルールの特例に関し、一番多く情報を入手しているのは、「職場の同僚や友人、家族等」で1,494人(22.7%)であった。次いで「勤務先(雇用契約時等の通知)」が1,418人(21.5%)、「新聞報道やテレビ、雑誌や本」が1,348人(20.5%)だった。

設問3-2.(3-1で知っていることがあると回答した場合)無期転換ルールの特例に関し、どのようなルートで、情報を入手しましたか。(当てはまるもの全て選択)



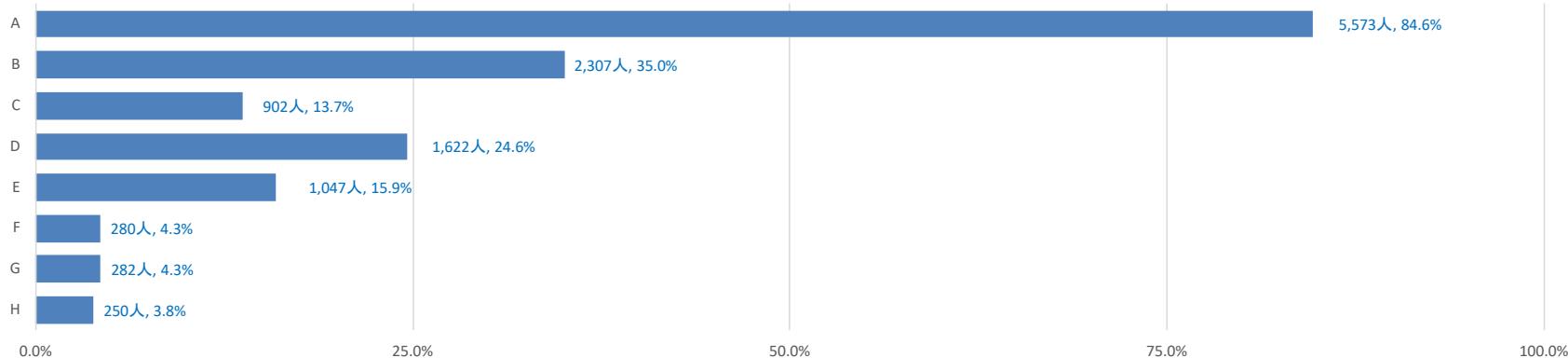
複数回答可

A. ホームページ	B. SNS	C. 勤務先(雇用契約時等の通知)	D. 勤務先(研究室の上司からの説明)	E. 勤務先(事務方からの説明)	F. 新聞報道やテレビ、雑誌や本	G. ポスターやパンフレット	H. セミナーやシンポジウム	I. 職場の同僚や友人、家族等	J. その他	K. 回答なし	回答者母数
897	387	1,418	727	963	1,348	142	81	1,494	407	255	6,584
13.6%	5.9%	21.5%	11.0%	14.6%	20.5%	2.2%	1.2%	22.7%	6.2%	3.9%	100.0%

3. 無期転換ルールの特例に関する現状・認識③

- 回答者のうち、通算雇用期間が10年を超えている者において、無期転換ルールの特例の周知方法は、「雇用契約時等の通知」を希望する者が5,573人(84.6%)だった。

設問3-3. 無期転換ルールの特例の概要に関し、どのような方法で周知してほしいと考えますか。(当てはまるもの全て選択)



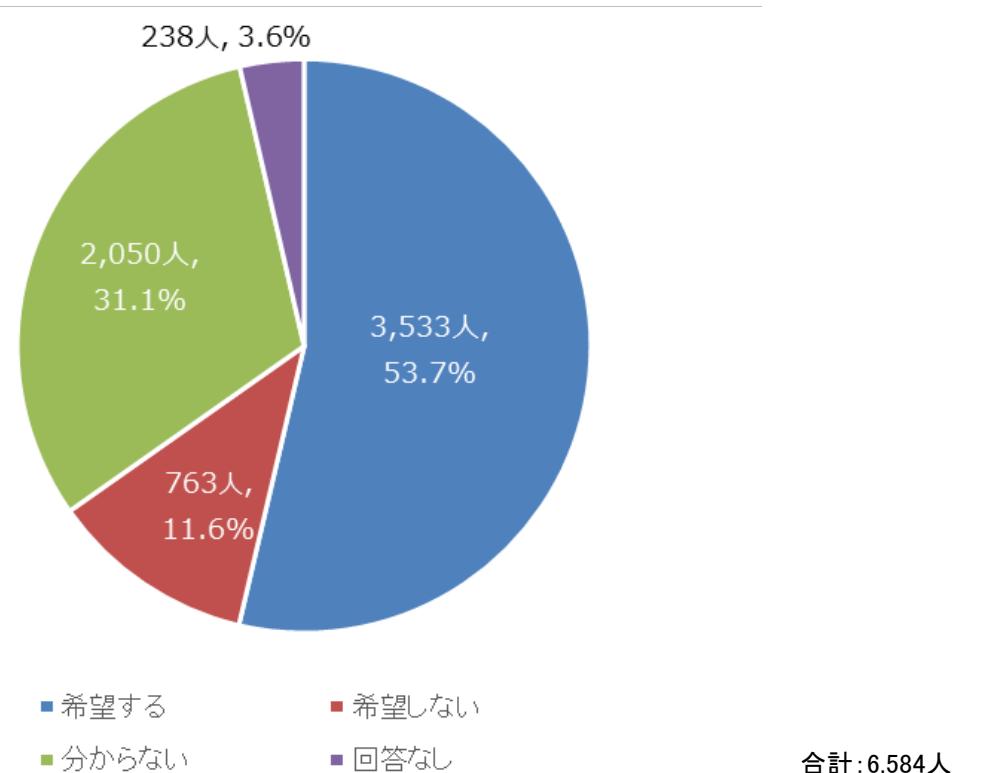
複数回答可

A.雇用契約時等の通知	B.ホームページ上の周知	C.SNSでの周知	D.ポスターやパンフレットの配布	E.セミナーやシンポジウム等の実施	F.その他	G.特段の周知は必要ない	H.回答なし	回答者母数
5,573	2,307	902	1,622	1,047	280	282	250	6,584
84.6%	35.0%	13.7%	24.6%	15.9%	4.3%	4.3%	3.8%	100.0%

4. 無期転換に係る意向等①

●現在の所属機関における無期転換を希望する者は3,533人(53.7%)、希望しない者は763人(11.6%)、「分からぬ」と回答した者が2,050人(31.1%)であった。

設問4-1. あなたは、現在の所属機関において無期転換(無期雇用契約に転換されること)を希望しますか。(ひとつを選択)

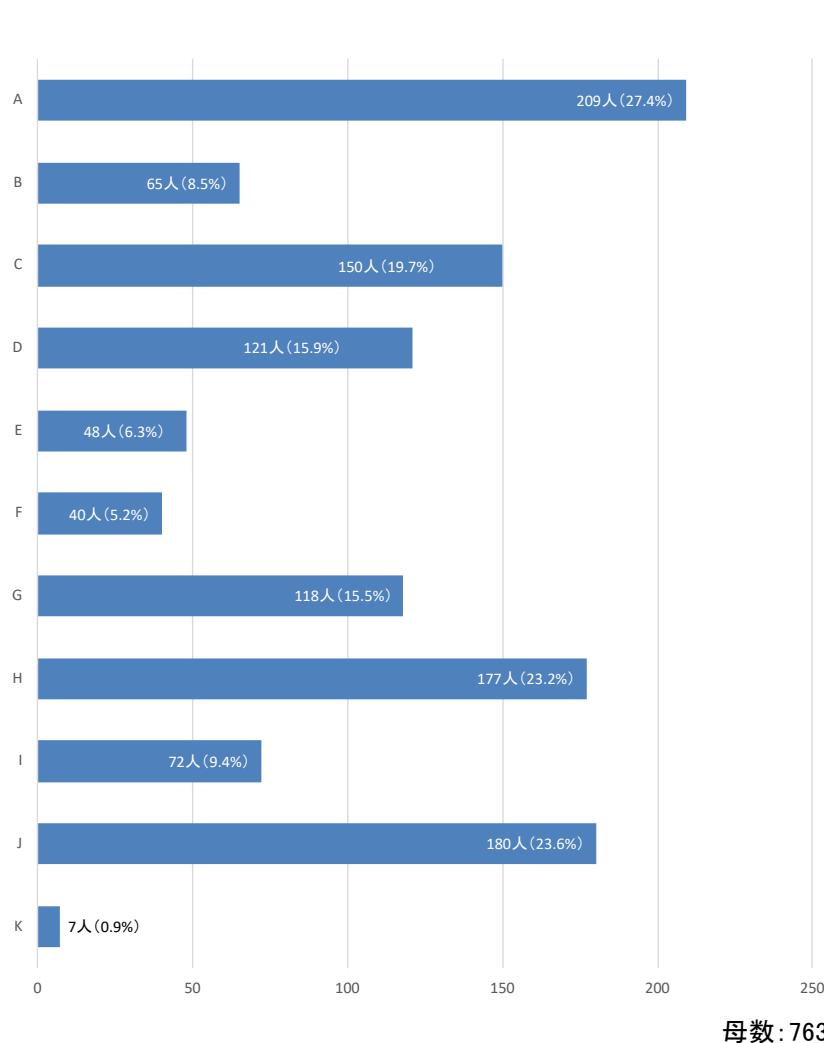


	希望する	希望しない	分からぬ	回答なし	合計	割合
人数	3,533	763	2,050	238	6,584	100.0%
割合	53.7%	11.6%	31.1%	3.6%	100.0%	-

4. 無期転換に係る意向等②

●希望しない理由として最も多かったのは、「契約期間だけ無くなても意味がないから」で209人(27.4%)であった。

設問4-2. (4-1で希望しないを回答した場合)その理由にあてはまるものを選択してください(最大3つ、複数回答)。



複数回答可

転換を希望しない理由	人数	割合
A. 契約期間だけ無くなても意味がないから	209	27.4%
B. 責任や残業等、負荷が高まりそうだから	65	8.5%
C. 辞めにくくなるから（他機関に移りたい等、現在の所属機関で長く働くつもりはないから）	150	19.7%
D. 頑張ってもステップアップが見込めないから	121	15.9%
E. 制度や手続きがよく分からないから	48	6.3%
F. 機関側に希望を伝えにくいから	40	5.2%
G. 無期労働契約ではなく、正社員等のより良い待遇が得られるポストを狙いたいから	118	15.5%
H. 定年が近いから	177	23.2%
I. 分からない	72	9.4%
J. その他	180	23.6%
K. 回答なし	7	0.9%
合計	1,187	-

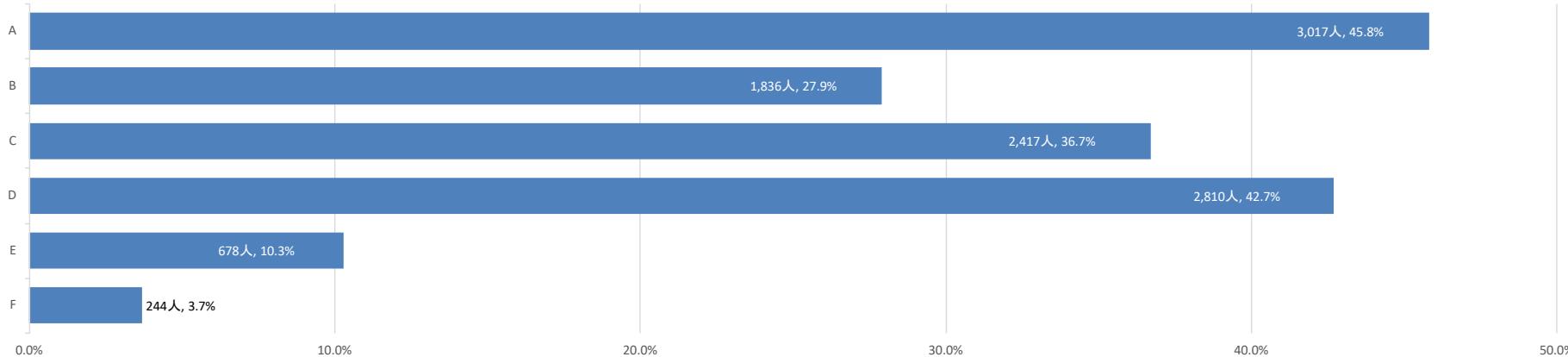
母数:763人

母数:763人

4. 無期転換に係る意向等③

- 希望する機関におけるキャリアサポートの取組として、「キャリア相談のための面談の実施」を希望している者は3,017人(45.8%)だった。

設問4-3. 機関におけるキャリアサポートの取組について、どのような取組があれば参加・活用したいですか(既に行われている取組も含む)。



複数回答可

A.キャリア相談のための面談の実施	B.転職支援のためのセミナー等の開催・案内	C.スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内	D.他機関の公募情報のホームページ等における周知	E.その他	F.回答なし	回答者母数
3,017	1,836	2,417	2,810	678	244	6,584
45.8%	27.9%	36.7%	42.7%	10.3%	3.7%	100.0%